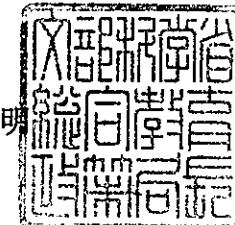


30文科教第558号
平成31年3月22日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
附属の義務教育諸学校を置く各国立大学法人学長 殿
関係都道府県知事

文部科学省総合教育政策局長
清水



(印影印刷)

平成32年度及び平成33年度在外教育施設派遣教師の 推薦について（依頼）

文部科学省においては、我が国の主権の及ばない外国で生活する日本人の子供に対し、国内における教育の機会均等及び義務教育無償の精神に沿って、日本国民にふさわしい教育を行うとともに、併せて国際性を培うことを目的とした施策を実施しているところですが、その一環として、在外教育施設に対する教師派遣を行っています。

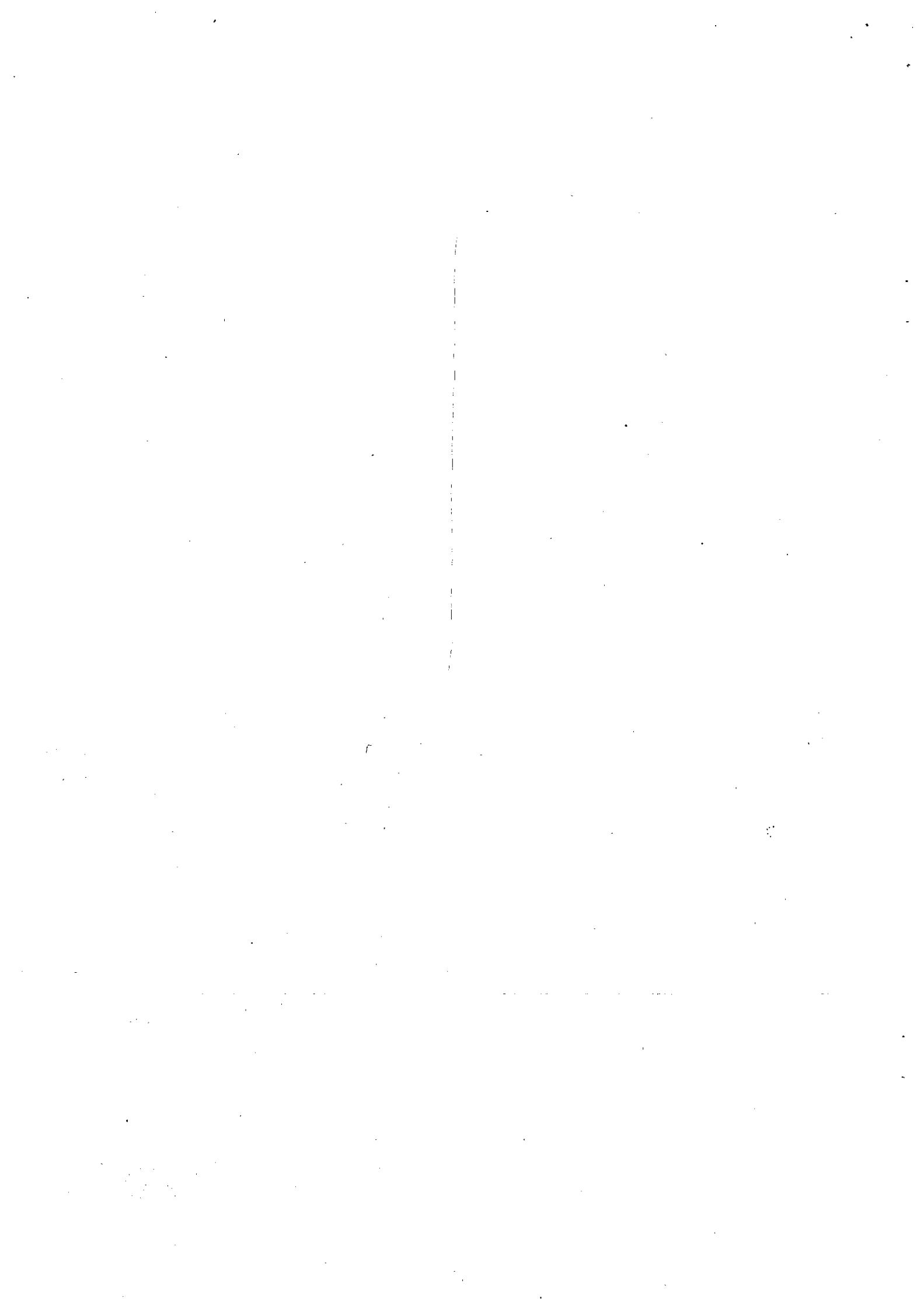
近年、在外教育施設においては、在籍児童生徒数の増加傾向に加え、日本語指導や特別な支援を必要とする児童生徒数の増加、保護者からの英語教育に対する高い要望など、多様な学習内容・方法を通じた教育活動の充実が望まれています。

文部科学省では、在外教育施設を取り囲む様々な課題の解消や特色ある環境を生かし、在外教育施設をグローバル人材育成拠点としてより積極的なグローバル人材育成に資する教育の強化を図ることが重要であることを踏まえ、「在外教育施設グローバル人材育成強化戦略」を策定（平成28年5月19日）しました。これを受け、在外教育施設において小学校段階での英語による授業のカリキュラム開発や日本語学習をはじめとする日本型教育や日本文化発信などの先進的プログラムを推進するため「在外教育施設の高度グローバル人材育成拠点事業」を平成29年度新規事業として立ち上げ、平成31年度も継続して取り組む予定です。また「教師のグローバル化」の観点から、平成29年8月に「トビタテ！教師プロジェクト」を立ち上げ、在外教育施設への教師の関わり方を「派遣前」「派遣中」「帰国後」の魅力を高めることにより、グローバルな教師を戦略的に育成していく取り組みを実行しています。

具体的には、「各自治体が姉妹都市等として交流を行っている国や地域への優先配置」、「日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数の多い自治体からの派遣教師に対する必要言語を考慮した国や地域への優先配置」、「小学校教師の英語力強化を目的とした優先配置」、「補習授業校との連携強化のための配置」等を設けました。これらにより、派遣された教師が在外教育施設での教育活動という枠を超えて、関係国や地域とのパイプ役を務めることにより国際交流がより活発化し、帰国後には貴自治体におけるグローバル教師として教師力を發揮することはもとより国際化の進展や国際理

31.3.27

法学第



解教育の一層の推進を図るミドルリーダーとしての活躍が期待されます。

また、派遣教師が、日本とは異なる教育環境において、全国から選抜された教師と共に学校の中核となって教育活動を行う経験は、国内では体験できない貴重な機会となり、教師としての力量を高めることにつながると考えております。

については、以上の趣旨を十分御理解の上、別添「平成32年度及び平成33年度在外教育施設派遣教師の推薦及び選考手続について」に基づき、貴管内の義務教育諸学校に周知いただくとともに、事務作業の負担軽減の観点から、平成29年度まで指定用紙を紙媒体で送付していましたが、昨年度より電子媒体で提供していることも周知願います。

あわせて、「各都道府県教育委員会（指定都市含）における在外教育施設への派遣教師数について」を御参考の上、本事業を管下の教師の資質向上の機会と捉え、派遣教師として適當と認める者を積極的に御推薦くださるようお願いします。

なお、本依頼は平成31年度予算決定後に正式なものとなりますので、御留意ください。

〈本件連絡先〉

文部科学省総合教育政策局

教育改革・国際課

在外教育施設教職員派遣係

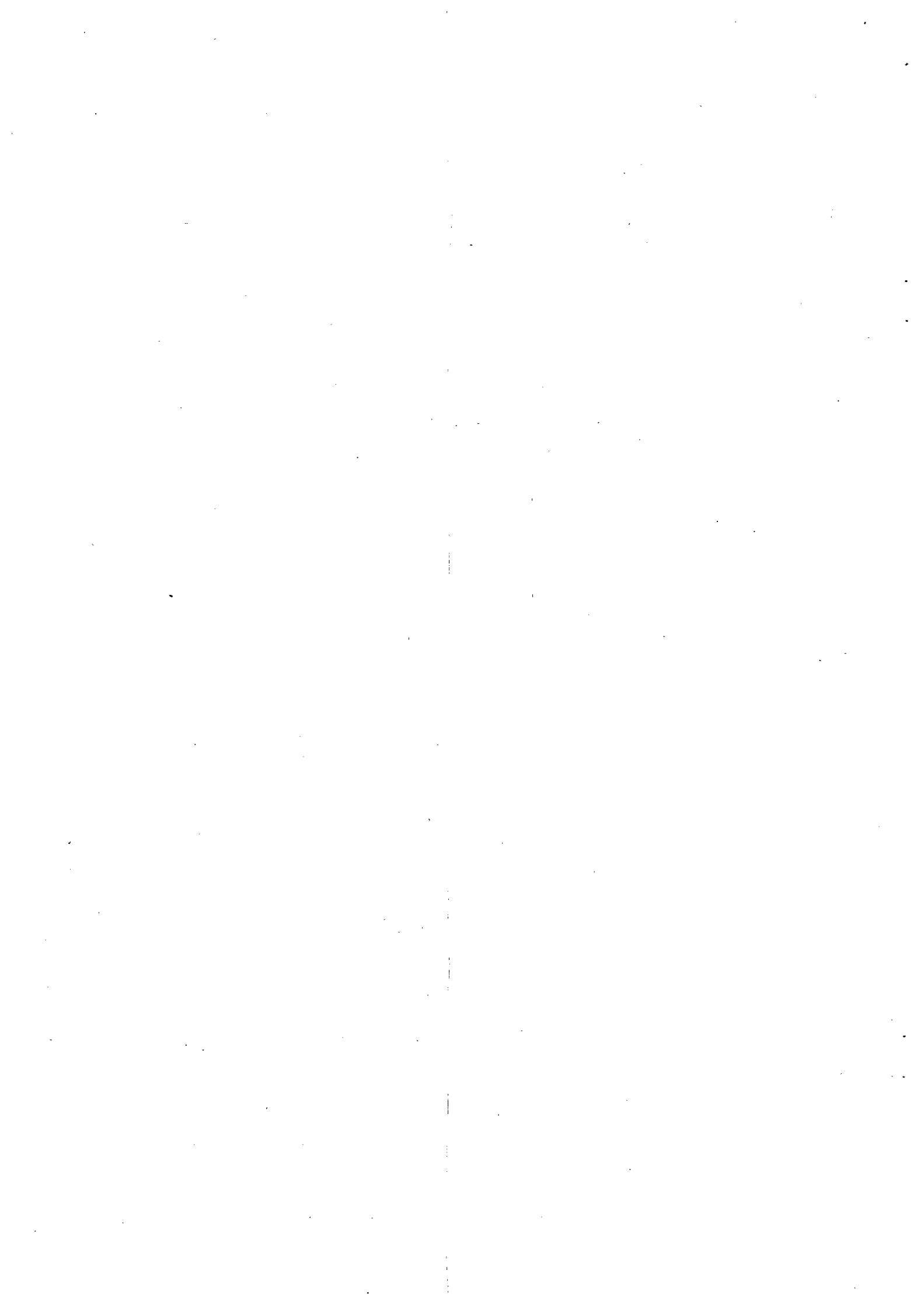
〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL 03-5253-4111 内線 2440

FAX 03-6734-3711

E-mail zaigai@mext.go.jp



平成32年度及び平成33年度在外教育施設派遣教師の推薦及び選考手続について 【教育委員会等担当者用】

1 推薦について

(1) 推薦者数ならびに教員定数の拡充について

平成32年度及び平成33年度在外教育施設派遣教師の推薦人数について、平成32年度派遣教師候補者（いわゆる「即派遣者」）は平成31年度末をもって帰国が見込まれる派遣教師と同数を、また、平成33年度派遣教師候補登録者（いわゆる「登録者」）は平成32年度派遣教師候補登録者数と同数程度を基本としますが、その数にとらわれず可能な限り多くの教師の推薦に御協力願います。

さらに、派遣教師（管理職（校長及び教頭をいう。以下同じ））については、教師派遣を行う在外教育施設の数に応じた一定数が必要ですが、近年は、管理職の推薦が減少する傾向にあります。特に、教頭については、派遣を希望する在外教育施設の数に対し、推薦者数が著しく少ない状況が続いております。管理職について、可能な限り多くの教師を推薦願います。

また、派遣教師（教諭）については、中学校の国語、数学及び理科免許状を取得している者の派遣を希望する在外教育施設の数に対し、これらの免許状を取得している教師の推薦者数が少ない傾向にあります。については、前述の免許状を取得している教師の推薦について御配慮願います。

(2) 姉妹都市等優先推薦枠について

各都道府県・市区町村において、「姉妹都市協定の締結、またはそれに準ずる積極的な交流を図っている国や地域」、「日本語指導が必要な児童生徒が使用している言語を使う国や地域」、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウンおよびホストタウンに準ずる交流自治体」等、特定の国や地域にある在外教育施設に優先的に派遣を希望する教師を推薦願います。希望する場合は、選考調査票及び提出書類⑤に必要事項を記入願います。その際、以下の点に御留意ください。

- ① 派遣職種は原則として教諭とし、人数は各都市若干名です。
- ② 小学校または、小学校及び中学校の教員免許状を有し、帰国後も国際交流や国際理解教育の中心となることが期待される者として下さい。
- ③ 対象とする在外教育施設は日本人学校のみとし、補習授業校は含みません。
- ④ 複数の都道府県または指定都市と姉妹都市提携を結んでいる場合や帰国する教師の所有する免許等の関係から、必ずしも希望通りの在外教育施設に派遣されるとは限りません。
- ⑤ 当該国に派遣された場合は、当該自治体が教師に担わせる役割や効果等を具体的に有してください。

(3) 小学校教師の英語力強化優先推薦枠について

小学校教師の英語力強化を目的として、主に英語を公用語とする国に設置された在外教育施設に優先的に派遣を希望する教師を推薦願います。希望する場合は、提出書類⑥に必要事項を記入願います。その際、以下の点に御留意ください。

- ① 派遣先は日本人学校とし、近隣の補習授業校における1日程度の勤務をはじめ、勤務校のグローバルクラスや英語の授業の担当、現地校及びインターナショナル校との交流等、外国語教育と積極的に関わる仕事をしていただきます。
- ② 派遣職種は教諭、対象人数は若干名です。
- ③ 小学校教員免許状を有し、かつ中学校の外国語免許状を取得している者、若しくは免許はなくとも一定程度の英語力を有する者としてください。
- ④ 帰国後、在外教育施設での研修を生かしたグローバル教師として活躍が期待される者として下さい。
- ⑤ 必ずしも希望通りの在外教育施設に派遣されるとは限りません。

【参考】

平成32年度から全面実施される小学校の学習指導要領では、中学年で「外国語活動」(35時間)、高学年で「外国語科」(70時間)を導入することになります。

文部科学省では、小学校の英語教育の早期化・教科化に伴い、英語を専門的に教える「専科指導教員」を増やすこととしています。

下記の、専科指導教員の英語力に関する要件を参考とし、ぜひ「小学校教師の英語力強化優先枠」をご活用ください。

小学校外国語教育の早期化・教科化に伴う専科指導のための加配定数（教員の英語力に関する要件）について

小学校英語教育の充実に対応する専科指導のための定数を活用して、追加的な配置を行う場合に、専科指導を担当する教員は次の要件のいずれかを満たしている者であること。

(教員の英語力に関する要件)

- ①中学校又は高等学校英語の免許状を有する者
 - ②2年以上の外国語指導助手（ALT）の経験者（※）
 - ③CEFR B2相当以上の英語力を有する者（※）
 - ④海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者（※）
- （※）小学校教諭免許状、又は中学校英語・高等学校英語の免許状のいずれの免許状も有しない者については特別免許状を授与することが必要

(4) 国立大学法人及び学校法人（私立学校）への積極的周知について

推薦を依頼する人数については特段定めませんので、派遣教師として適當と認める者を選考の上、推薦願います。例年、私立学校関係者から、本制度について認識されていない報告を受けますので、域内学校法人に周知徹底をお願いします。

なお、国立大学法人においては、以下9の推薦に当たっての留意事項（4）②を御参

照ください。

2 提出書類

次の①～③の書類については郵送で、④、⑤、⑥については電子ファイル（Excel）に入力したものをEメールで文部科学省教育改革・国際課宛に送付願います。

- | | |
|--|----|
| ① 在外教育施設派遣教師選考調査票 | 1部 |
| ② 在外教育施設派遣教師推薦書（校長等が記入） | 1部 |
| ③ 人事記録カード（原本証明をしたもの） | 1部 |
| (学歴・免許等の資格取得後の経歴及び俸給等の決定について分かる詳細なもの) | |
| ④ 在外教育施設派遣教師選考調査票データ（Excel） | 1部 |
| ⑤ 姉妹都市等派遣希望調書（希望する場合、④と同Excel別シート） | |
| ⑥ 小学校教師の英語力強化希望調書（希望する場合、④と同Excel別シート） | |

[提出上の注意点]

- ※ i 上記①、②について、電子ファイル（PDF）で送付します。なお、御提出の際は、紙媒体で送付願います。
- ※ ii 都道府県・指定都市教育委員会については、上記①、②、④、⑤、⑥様式（電子ファイル）を別途メールにて送付します。
- ※ iii 国立大学及び私立学校については、※ i を含めた上記①、②、④、⑤、⑥様式（電子ファイル）を送付しますので、教育改革・国際課在外教育施設教職員派遣係メールアドレス（zaigai@mext.go.jp）まで国立大学・私立大学所管課の担当部局の送付先アドレス（担当者個人ではなく、組織のアドレス）をお知らせください。送付の際は、メール件名「様式送付依頼（○○大学／○○県○○課私学担当）」として、平成31年4月12日（金）までに送付願います。

3 提出期限

- (1) 管理職 6月 7日（金）必着
(2) 教諭 6月 14日（金）必着

4 文部科学省の行う選考

文部科学省では、在外教育施設派遣教員選考実施要項（昭和59年7月17日文部省教育助成局長裁定）（以下、「実施要項」という）に基づき、所属機関の長から推薦された者について書類審査を実施し、後日別途通知するとおり、平成31年7月から8月にかけて面接等による選考を行う予定です。

面接会場については、管理職は7月上旬に東京で実施し、教諭は7月下旬から8月にかけて東京・大阪・福岡の各会場で実施する予定です。

5 派遣教師候補者及び派遣教師候補登録者等の決定

文部科学省は、実施要項に基づき、平成32年度派遣教師候補者及び平成33年度派遣教師候補登録者等を決定します。

6 派遣教師の身分・派遣期間

在外教育施設に派遣される教師は、教育公務員特例法第22条第3項に基づく長期の研修出張扱いとなり、文部科学大臣から在外教育施設における教育に従事することを委嘱されます。

派遣期間は、原則2年間です（※本人が派遣期間の延長を希望する場合には、評価並びに派遣元教育委員会等の了承等の条件に応じて2年を限度として1年毎の延長が可能ですが。ただし、赴任国の事情によっては、ビザや所得税等の課税状況等を鑑み、あらかじめ赴任期間の上限が定められている場合があります。）。

7 派遣教師に係る経費

文部科学省では、公立学校及び私立学校の教師に係る派遣教師経費について、給与支給額のうち、委託費対象経費を在外教育施設派遣教師経費委託費として都道府県・指定都市に交付します。

8 派遣教師に対する旅費及び在勤手当の支給

文部科学省は、在外教育施設教員派遣規則（昭和56年文部省訓令第27号）（以下、「派遣規則」という）に基づき、派遣教師に対し旅費及び在勤手当を支給します。

添付の在勤基本手当支給額（月額）は、不定期に改訂されるため、参考資料となります。

9 推薦に当たっての留意事項（所属機関担当者に留意いただきたいこと）

派遣教師として適当と認める者の選考及び推薦に当たっては、実施要項に基づき、以下の点に十分留意願います。

（1）派遣教師の所有免許、経験等に関すること

- ① 在外教育施設は小学部と中学部が併設されており、教師は必要に応じて小学部と中学部を兼ねて担当する場合があることから、小学校教師免許及び中学校教師免許の両方を有する者が望ましいこと。
- ② 現に義務教育諸学校以外に勤務する者を推薦する場合は、推薦以降、選考や内定の有無に関わらず、域内の義務教育諸学校の授業見学や教員研修等を積極的に受けさせることや、交流人事を行うなど、勤務が円滑に行われるよう事前に努めること。また、当該教諭が帰国後は、派遣経験が活かせるよう人事上の配慮を願いたいこと。
- ③ 一般的に在外教育施設においては、中学部に在籍する生徒数に対して、小学部に在籍する児童数が圧倒的に多いことから、教諭の推薦者数については、小学校教師数が中学校教師数を上回るよう配慮願いたいこと。
- ④ 推薦者が有する免許状の教科のバランスに配慮願いたいこと（近年は、中学校の社会、英語、保健の免許状所有者数が必要数に比して多い一方、中学校の国語、数学、理科、の免許状所有者数が足りない傾向が見られる。）。
- ⑤ 多くの在外教育施設において派遣教師は、国内での経験年数に関わらず、教師経験の少ない学校採用教師の指導を行うことや、中心となって学校行事を企画・運営するなど学校の中核的な役割を担う。そのため、推薦する教諭については、教科指導だけでなく学級経営や様々な校務分掌などの経験を有する者が望ましいこと。

⑥ 本制度の意義のほか、先述の「在外教育施設グローバル人材育成強化戦略」、「トピタテ！教師プロジェクト」等の趣旨等を理解し、さらに、貴管下の教師の育成の観点を踏まえ、派遣期間中だけでなく帰国後も各地域の義務教育諸学校の児童生徒や教師の国際化に貢献し、グローバル教師としての役割を果たす意欲がある者が望ましいこと。

(2) 派遣教師の配偶者及び帯同家族に関すること

- ① 派遣教師が意欲的に職務に専念するためには、派遣教師に対する配偶者の理解と支援が必要不可欠であることから、推薦のための選考に当たっては、配偶者の自覚や見識のほか、教師の派遣に同意しているか等についても十分考慮願いたいこと（管下の選考段階においてできる限り配偶者の見識等を確認することが望ましい。）。
- ② 夫婦ともに教師の場合で、そのいずれか一方が派遣教師として、他方が配偶者として海外に赴く際は、地方公務員法の改正に伴う配偶者同行休業制度の創設の主旨を鑑み、帰国後に配偶者が教職に復帰する途を開くなど、その処遇について十分に配慮願いたいこと。
- ③ 既婚者において配偶者を同伴せず、かつその間に子がいる場合、派遣期間中のその子の養育について十分に検討がなされていることを確認の上、推薦すること。なお、配偶者を同伴せずに未就学児や小学校低学年の中を伴って派遣を希望しても、海外の治安や福祉制度等で厳しい国が多いことを踏まえて管下の選考の段階で、同伴の目的や生活上の具体的な覚悟などを確認することが望ましい。
- ④ 同伴家族として帯同することができる者は、配偶者並びに18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子であること（上記以外の者について、本人の責任のもと帯同することには関知しません。）。

(3) 派遣教師の健康面に関すること

- ① 各都道府県教育委員会等においては、教師の定期健康診断の結果等を踏まえ、選考の際には、当該教師並びに家族の心身の健康面について十分に確認願いたいこと（近年、選考調査票に既往症の記載がないにも関わらず、派遣直前や派遣後に心身の持病や既往症を訴え、現地での体制に支障が生じるケースがある。また、病名や障害の有無によっては査証が許可されない国もあるため、帯同家族も含めて遺漏なく記入しているか確認願いたいこと。）。
- ② 派遣教師が体調不良等により派遣期間を短縮して帰国することとなる場合、後任の補充を所属機関へ依頼することとなるので、その点を踏まえて資質、心身の健康状態等を十分に確認すること。
- ③ 候補者の健康診断書の提出については、10月7日（月）以降に健康診断を受診し、診断書を11月15日（金）（必着）までに提出すること。

(4) その他

- ① 「在外教育施設派遣教員選考実施要項の一部改正について（通知）」（平成23年4月12日付け23文科初第85号初等中等教育局長通知）のとおり、派遣教師の資格にお

ける年齢制限が撤廃されたこと。

- ② 国立大学法人附属学校から派遣される教師については、国立大学法人東京学芸大学の附属学校に採用の上、同大学国際教育センター共同研究員として在外教育施設に派遣されることとなるので、あらかじめ同大学と連絡調整の上、推薦すること。
- ③ 在外教育施設派遣教師の在勤手当に対して、赴任先によっては、所得税を課税する国があります（米国）。文部科学省では、米国など規定上で定める在外教育施設に勤務する派遣教師に対して所得税を課せられた時は、所得税の額に相当する額を支給しています。

ただし、近年、各国において各種税金制度の見直しが行われています。仮に派遣教師の在勤手当が課税対象となった場合派遣先の状況によっては、本人の希望や評価に関わらず、派遣期間を延長できない場合もありますのであらかじめ御留意ください。

10 帰国後の教師の積極的な活用促進へのお願い

在外教育施設として認定を受けた日本人学校は、日本国内の教育課程と同等の課程を有するものとして認定された教育施設です。

一方で、学校に派遣される教師数は、国内の必要定数の約7割程度にとどまっています。そのため、派遣された教師は、これまで指導経験のない免許外指導を行わざるを得ない状況も避けられなくなりつつあります。

また、十分に教材を揃えることが出来ない環境の学校も多く、教師が身近な素材を活かして教育活動を実践しています。

全国の教育委員会から推薦・選抜された教師で組織された新たな教育集団の中で研鑽を積む中で、各々に課せられる責任も大きく、様々な経験を得ることから、派遣先の校長から、「赴任直後に比べてめざましく成長した」「帰国後は中核的な教師として期待」といった声が寄せられます。

従来、派遣教師の定期報告により、校長からの能力評価・業績評価を御提供していますが、派遣教師が日本国内とは異なる厳しい環境で教育活動に従事し、経験を積んでいることを御理解いただき、帰国後の教師の一層の活用に御配慮願います。

※なお、選考受験者には「別添2」のみ提供し、「別添1」は教育委員会等の選考担当側の資料として下さい。

[別添資料]

(1) 在外教育施設教員派遣規則

(昭和56年4月20日文部省訓令第27号、最近改正平成30年12月25日)

(2) 在外教育施設派遣教員選考実施要項

(昭和59年7月17日文部省教育助成局長裁定、最近改正平成30年10月16日)

(3) 在外教育施設派遣教員委託費交付要綱

(平成15年4月1日文部科学大臣決定、最近改正平成29年4月1日)

(4) 在外教育施設グローバル人材育成強化戦略

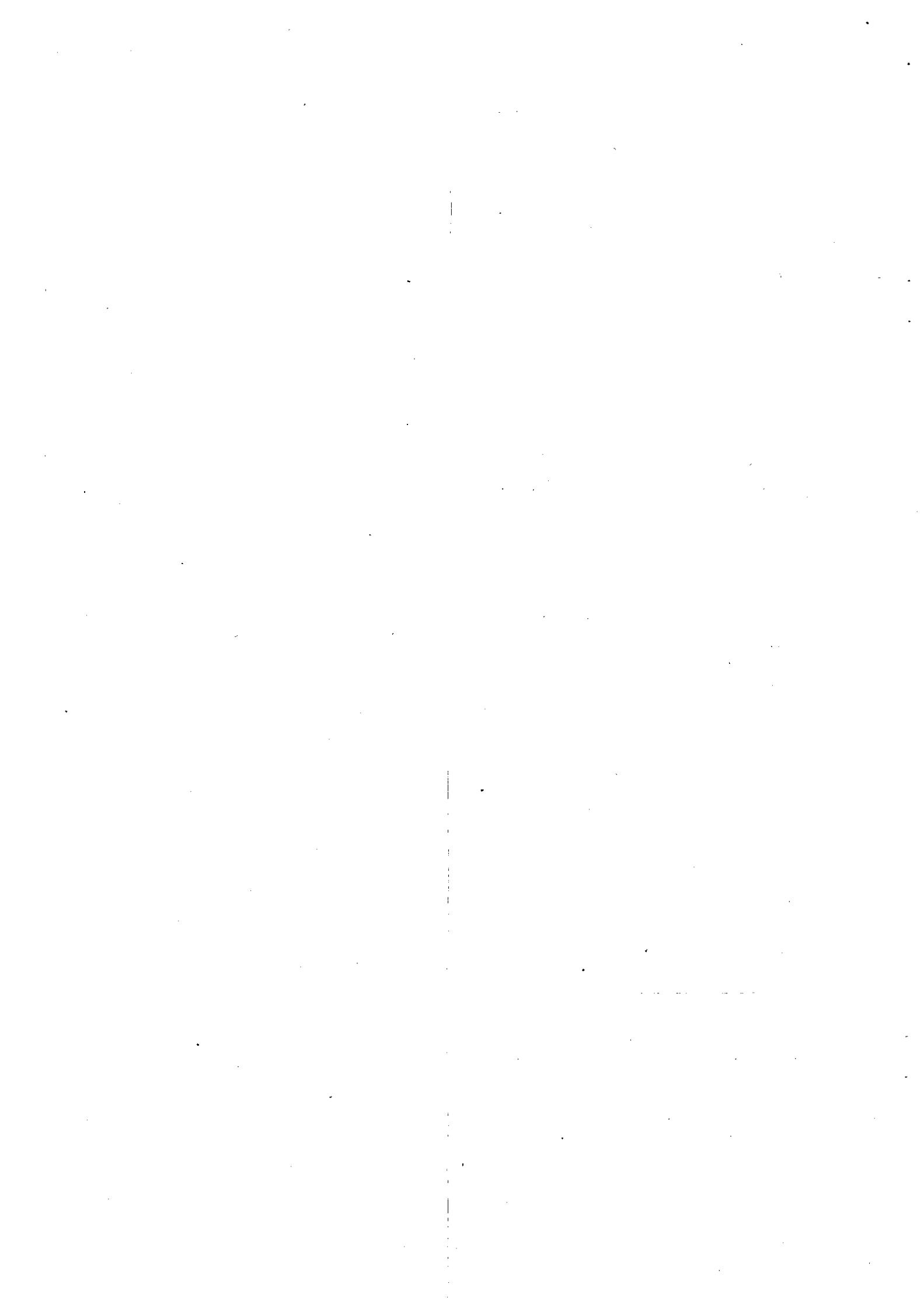
(5) トビタテ！教師プロジェクト

平成32年度及び平成33年度在外教育施設派遣教師の応募について
【受験者用】

受験に当たっての留意事項

以下の点について、あらかじめ十分に理解の上、応募のこと。

- ① 派遣先については、文部科学省において諸条件を総合的に勘案して決定するため、必ずしも本人の希望どおりにはならないこと。また、文部科学省による選考受験後の辞退は認められないこと。
- ② 在外教育施設は小規模校が多く、必要に応じて複式授業や免許外教科を担当することがあること。また、管理職であっても必要に応じて授業を受け持たなければならないこと。
- ③ 「在外教育施設派遣教員選考実施要項の一部改正について（通知）」（平成24年4月12日付け24文科初第37号初等中等教育局長通知）のとおり、派遣教師の資格における配偶者同伴の原則が撤廃されたこと。なお、選考調査票に記載した配偶者同伴の有無について、選考調査票提出後に原則変更が出来ないことに留意の上、よく家族の理解を得ること。
- ④ 配偶者同伴の有無に関わらず、家族の同意を得た上で応募すること。また、配偶者が外国籍である場合、当該国に派遣されるなどが最優先事項とはならないことを十分家庭内で理解しておくこと。
- ⑤ 配偶者を同伴する際、公用旅券の意義を踏まえ配偶者に就労が認められていないこと。また、配偶者が一時帰国する際の規則等については、派遣教師に準じることへの理解を得ること。
- ⑥ 在外教育施設への派遣期間中は、派遣教師等の相互扶助を基礎に、福利厚生の観点から、従来より本人及びその帯同する家族の全員加入を原則としている在外教育施設派遣教師等医療補償制度があること。詳細については、海外子女教育振興財団のホームページにて確認すること。
(URL : <http://www.joes.or.jp/iryō/index.html>)
- ⑦ 在外教育施設派遣教師の在勤手当については、外務公務員の支給水準（外務省法令基準）を参考に、各派遣教師の派遣先・派遣職種・教職経験年数などに基づき決定されること（外務公務員の支給水準については、年度途中の法令改正により、変動することがある。）。
- ⑧ 上記のほか、本制度について十分に理解し、留意事項を確認した上で、選考調査票に必要事項を正確に記入すること（虚偽記載や記入漏れがあった場合、遡って派遣教師の委嘱を解くことがある。）。



在外教育施設教員派遣規則

文部省訓令第二十七号

昭和五十六年四月二十日

改正昭和五十七年 四月二十八日第 十七号
〃 昭和五十七年 四月二十八日第 十八号
〃 昭和五十七年十二月 十三日第二十五号
〃 昭和五十八年 四月 二十日第 十二号
〃 昭和五十九年 四月二十一日第二十一号
〃 昭和五十九年 七月二十一日第三十一号
〃 昭和 六十年 四月 二十日第 十二号
〃 昭和六十一年十二月 十八日第 二十号
〃 昭和六十一年 四月 十九日第 二十号
〃 昭和六十一年 九月 三十日第三十二号
〃 昭和 六十年 四月 十七日第 五号
〃 昭和六十二年 六月 十七日第 十八号
〃 昭和六十二年 八月 十七日第 二十号
〃 昭和六十二年十一月 十二日第二十九号
〃 昭和六十三年 四月 十八日第二十一号
〃 平成 元年 四月 十八日第 五号
〃 平成 元年 八月 十八日第三十五号
〃 平成 元年 十月 十六日第三十七号
〃 平成 二年 三月 三十日第 四号
〃 平成 二年 四月 十七日第 六号
〃 平成 三年 一月 十八日第 一号
〃 平成 三年 四月 十六日第 十四号
〃 平成 三年 十月 九日第三十一号
〃 平成 四年 四月 十六日第 十三号
〃 平成 四年十二月 十八日第三十二号
〃 平成 五年 四月 十六日第 十七号
〃 平成 五年 七月 十三日第二十二号
〃 平成 五年 十月 十八日第二十五号
〃 平成 五年十二月 十六日第二十六号
〃 平成 六年 三月 二十三日第 三号
〃 平成 六年 四月 十八日第 十号
〃 平成 六年十二月 十二日第四十三号
〃 平成 七年 一月 五日第 一号
〃 平成 七年 四月 十八日第 十二号
〃 平成 七年 五月二十五日第 十五号
〃 平成 七年 八月二十五日第 十七号
〃 平成 七年 十月 三十日第 二十号
〃 平成 七年十二月 二十日第二十二号
〃 平成 八年 四月 十九日第 八号
〃 平成 八年 五月 十一日第 十二号
〃 平成 九年 三月三十一日第二十三号
〃 平成 九年 四月二十一日第二十五号
〃 平成 十年 二月 二十日第 四号
〃 平成 十年 四月二十一日第 二十号
〃 平成 十一年 三月 四日第 一号
〃 平成 十一年 四月 十五日第 十二号
〃 平成 十一年 九月 二十日第 十八号
〃 平成 十一年十二月 二十日第二十一号

// 平成 十二年 一月 二十日第一号
// 平成 十二年 四月 十四日第二十九号
// 平成 十二年 四月 十四日第二二十号
// 平成 十二年 四月 十四日第二十一号
// 平成 十二年 四月二十一日第二十二号
// 平成 十二年 八月 十五日第二二十四号
// 平成 十三年 一月 六日第三十四号
// 平成 十三年 一月 三十日第三十五号
// 平成 十三年 三月 十三日第三十六号
// 平成 十三年 五月 九日第五十四号
// 平成 十三年十一月 二日第六十九号
// 平成 十四年 一月二十五日第一号
// 平成 十四年 四月二十二日第二十号
// 平成 十五年 一月二十一日第一号
// 平成 十五年 四月 十七日第四号
// 平成 十五年 八月 十五日第十七号
// 平成 十五年十一月 二十日第三十号
// 平成 十六年 四月二十一日第八号
// 平成 十六年十二月 十六日第十二号
// 平成 十七年 三月二十五日第一号
// 平成 十八年 一月 五日第九号
// 平成 十八年 四月 十九日第十号
// 平成 十八年 七月二十一日第十四号
// 平成 十八年 八月二十五日第十六号
// 平成 十九年 二月二十八日第二号
// 平成 十九年 五月二十三日第七号
// 平成 二十年 三月三十一日第二六号
// 平成 二十年 四月二十五日第六号
// 平成 二十年十一月二十六日第十二号
// 平成二十一年 一月二十八日第一八号
// 平成二十一年 四月二十一日第二十号
// 平成二十一年 七月 三十日第十三号
// 平成二十一年 十月 三十日第一一号
// 平成二十三年 二月 十七日第八号
// 平成二十三年 四月 十八日第九号
// 平成二十三年 七月 十四日第十七号
// 平成二十三年 十月 十二日第十八号
// 平成二十三年十二月二十六日第二二十三号
// 平成二十四年 四月 四日第二八号
// 平成二十四年 八月 八日第十七号
// 平成二十四年 九月 十三日第二十二号
// 平成二十四年 十月二十四日第二十五号
// 平成二十四年十二月二十一日第二十七号
// 平成二十五年 四月 十九日第十三号
// 平成二十五年 六月二十八日第三十一号
// 平成二十六年 二月二十八日第二二号
// 平成二十六年 三月三十一日第三三号
// 平成二十六年 八月 一日第十三号
// 平成二十七年 三月三十一日第六号
// 平成二十七年 六月二十六日第十三号
// 平成二十七年 七月二十三日第十四号
// 平成二十七年 十月二十九日第二十八号

〃	平成二十八年	一月	六日第	一号
〃	平成二十八年	三月三十一日第	十号	
〃	平成二十八年	六月	十七日第	十四号
〃	平成二十八年	七月二十九日第	十五号	
〃	平成二十八年	十月三十一日第	十六号	
〃	平成二十八年	十二月二十八日第	一号	
〃	平成二十九年	三月	三十日第	五号
〃	平成二十九年	七月	十日第	九号
〃	平成二十九年	八月	七日第	十一号
〃	平成三十年	一月	九日第	十六号
〃	平成三十年	三月	三十日第	十一号
〃	平成三十年	七月	十日第	十二号
〃	平成三十年	十月	十五日第二十九号	
〃	平成三十年	十一月	一日第三十二号	
〃	平成三十年	十二月二十五日第三十六号		

(趣旨)

第一 条 この規則は、在外教育施設に派遣する教員の派遣について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二 条 この規則において「在外教育施設」とは、海外に在留する邦人がその子女のために共同して設置する教育施設で本邦の小学校若しくは中学校の課程に相当する課程の全部又は一部を有するものをいう。

2 この規則において「派遣教員」とは、本邦から在外教育施設に派遣される本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭若しくは教諭又は教育委員会の事務局に置かれる職員（次条において「教員等」という。）をいう。

(派遣教員の委嘱)

第三 条 派遣教員は、別に定めるところにより、教員等のうちから、文部科学大臣が委嘱する。

第四 条 削除

(派遣時期及び期間)

第五 条 派遣教員の派遣時期は、原則として年度当初とする。

2 派遣教員の派遣期間は原則として二年間とする。ただし、文部科学大臣が必要と認める場合には、二年間を限度に派遣期間を延長することができる。

(解団)

第五条の二 文部科学大臣は、派遣教員が職務を継続することが適当でないと認める場合には、第三条第一項の規定による委嘱を解くことができる。

(旅費の支給)

第六条 派遣教員又は派遣教員の扶養親族（配偶者（派遣教員である者を除く。）並びに十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子で、主として当該派遣教員の収入によって生計を維持しているもの及び心身障害の子で他に生計の途のない者として文部科学大臣が認めたもの）をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる場合には、派遣教員に対し、旅費を支給する。

一 派遣教員が在外教育施設に赴き、又は帰国した場合

- 二 派遣教員の扶養親族が当該派遣教員の前号の旅行に文部科学大臣の許可を受け、随伴して旅行した場合
 - 三 派遣教員が第十二条に規定する一時帰国で、在勤中の在外教育施設の所在地（以下「在勤地」という。）と本邦の間を旅行した場合
 - 四 派遣教員の扶養親族が当該派遣教員の前号の旅行に、文部科学大臣の許可を受け、随伴して旅行した場合
 - 五 派遣教員の扶養親族が当該派遣教員の在外教育施設在勤中において文部科学大臣の許可を受け、同一在勤地について一回限り、当該在勤地に呼び寄せられ、又は本邦に帰せられた場合
 - 六 派遣教員が総合教育政策局長から在勤地の近隣地域に在留する邦人子女に対する巡回指導を依頼され、当該巡回指導のための旅行をした場合
 - 七 派遣教員が、総合教育政策局長から補習授業校現地採用講師研修会の指導講師を依頼され、当該研修会のための旅行をした場合
- 2 派遣教員が在勤地で死亡し、又は前項第一号若しくは第六号から第八号までの規定に該当する外国旅行中に死亡した場合は、当該派遣教員の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに派遣教員の死亡当時派遣教員と生計を一にしていた他の親族をいう。）に対し、死亡手当を支給する。
- 3 派遣教員が在勤地で死亡した場合において、当該派遣教員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族に対し、旅費を支給する。
- 4 在外教育施設在勤中の派遣教員の配偶者（派遣教員である者を除く。）が当該派遣教員の在勤地において死亡し、又は第一項第二号若しくは第五号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該派遣教員に対し、死亡手当を支給する。
- 5 前四項により支給する旅費の額、支給条件等は国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）及び文部科学省所管旅費規則（平成十三年文部科学省訓令第二十七号）に定めるもののほか、総合教育政策局長が別に定めるところによる。

（在勤手当）

- 第 七 条 在勤手当は、派遣教員が在外教育施設において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給するものとする。
- 2 在勤手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当、子女教育手当、健康管理手当、不健康地健康管理手当、高地手当及び防犯手当とする。
- 3 在勤基本手当は、派遣教員が在外教育施設において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給する。
- 4 住居手当は、派遣教員が在外教育施設において勤務するのに必要な住居費に充当するために支給する。
- 5 配偶者手当は、配偶者を伴う派遣教員に支給する。
- 6 子女教育手当は、派遣教員の子のうち次に掲げるもので主として当該派遣教員の収入によって生計を維持しているもの（以下「年少子女」という。）が派遣教員の在勤地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

- 一 四歳以上十八未満の子
 - 二 十八歳に達した子であって、就学する学校（子女教育手当支給要項で定める学校を除く）において、十八歳に達した日から、十九歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して一年を経過するまでの間にあるもの
- 7 健康管理手当は、一年以上勤務した派遣教員及びその配偶者が、健康診断の実施など健康管理のために必要な経費に充当するために支給する。
- ただし、不健康地健康管理手当の支給を受ける者に対しては、当該不健康地健康管理手当の支給を受ける年度に係る健康管理手当は支給しない。
- 8 不健康地健康管理手当は、長期にわたる継続的な勤務が健康管理上適当でないと認められる地に所在する在外教育施設で別表第1左欄に掲げるものに二年以上勤務した派遣教員及びその扶養親族が、一年度一回を限度として同欄の在外教育施設の別に応じ同表右欄に定める保養地域において健康管理を目的とする保養及び健康診断の受診のための旅行を行うのに必要な経費に充当するために支給する。
- 9 高地手当は、標高の高い地に所在する在外教育施設で別表第2に掲げるものに勤務する派遣教員及びその扶養親族が、一年度二回を限度としてその在外教育施設の所在する国の低地において健康管理を目的とする保養のための旅行を行うのに必要な経費に充当するために支給する。
- 10 防犯手当は、治安事情が著しく厳しい地に所在する在外教育施設として総合教育政策局長が別に定めるものに勤務する派遣教員が、居住している住宅及び通勤途上の防犯のために必要な経費に充当するために支給する。

(在勤手当の支給額)

- 第八条 在勤基本手当の月額は、別表第3に定めるところによる。
- 2 住居手当の月額は、派遣教員が居住している家具付きでない住宅の一月に要する家賃の額（派遣教員が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額）に相当する額（その額が別表第4に定める限度額（扶養親族を伴わない派遣教員の場合にあっては、当該限度額の百分の八十に相当する額）を超えるときは、当該限度額）とする。ただし、派遣教員の配偶者が派遣教員である場合には、一方の派遣教員について支給する。
- 3 配偶者手当の月額は、在勤基本手当月額の百分の十二、五に相当する額とする。ただし、派遣教員の配偶者が派遣教員である場合には、一方の派遣教員について支給する。
- 4 子女教育手当の月額は、年少子女一人につき八千円とする。ただし、年少子女が、派遣教員の在勤地において学校教育を受けるときは、授業料その他年少子女が学校教育を受けるための対価として納付が義務づけられている経費に応じて、総合教育政策局長が別に定める額を加算することができる。
- 5 健康管理手当の額は、毎年七月一日において派遣教員が伴う配偶者の有無に応じ、別表第5に定めるところによる。
- 6 不健康地健康管理手当の額は、当該手当の対象となる旅行ごとに別表第6左欄に掲げる在外教育施設の別に応じ同表右欄に定める基本額と次の各号に定めるところにより算出した額とを合計した額と当該手当の対象となる旅行に要した経費の額のうちいずれか低い額とする。ただし、派遣教員の配偶者が派遣教員である場合には、一方の派遣教員について支給する。

- 一 配偶者を同伴する場合にあっては当該基本額の百分の百に相当する額
 - 二 子を同伴する場合にあっては当該基本額の百分の十に相当する額に同伴する子の数を乗じた額
- 7 高地手当の額は、当該手当の対象となる旅行ごとに別表第7左欄に掲げる在外教育施設の別に応じ同表右欄に定める基本額と次の各号に定めるところにより算出した額とを合計した額と当該手当の対象となる旅行に要した経費のうちいずれか低い額とする。ただし、派遣教員の配偶者が派遣教員である場合には、一方の派遣教員について支給する。
- 一 配偶者を同伴する場合にあっては当該基本額の百分の百に相当する額
 - 二 子を同伴する場合にあっては当該基本額の百分の十に相当する額に同伴する子の数を乗じた額
- 8 防犯手当の月額は、派遣教員が警備員を雇用し、若しくは警備機器を借り上げ、又はその両方を行うために一月に要する経費の六分の五とする。

(在勤手当の支給期間)

- 第九条 在勤基本手当及び住居手当の支給期間は、派遣教員が在勤地に到着した日の翌日から、任務を終了し在勤地を出発する日の前日までとする。
- 2 在勤基本手当の支給期間中に在勤基本手当の級別に異動を生じた派遣教員には、その日から新たに定められた級別により在勤基本手当を支給する。
- 3 在勤基本手当の支給期間中に第十二条に規定する一時帰国又は私費一時帰国した派遣教員で、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が六十日を超えるものには、第一項の規定にかかわらず、六十日を超える期間についての在勤基本手当は、支給しない。
- 4 住居手当の支給期間中に住居手当の級別に異動を生じた派遣教員には、その日から新たに定められた級別により住居手当を支給する。
- 5 派遣教員が委嘱を解かれ、又は死亡したときは、その日まで住居手当を支給する。ただし、当該派遣教員が死亡した場合において、文部科学大臣が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間に限り、当該派遣教員が死亡当時伴っていた扶養親族に従前の住居手当の支給額の百分の二十に相当する額を支給することができる。
- 6 配偶者手当及び子女教育手当の支給期間は、派遣教員の在勤基本手当の支給期間中において、当該派遣教員の配偶者又は年少子女が当該派遣教員の在勤地に到着した日の翌日（派遣教員の配偶者又は年少子女が当該派遣教員の在勤地において配偶者又は年少子女となった場合にあっては、配偶者又は年少子女となった日）から、当該派遣教員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（配偶者又は年少子女がその日の前に帰国する場合にあってはその配偶者又は年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者又は年少子女がその日の前に配偶者又は年少子女でなくなった場合又は死亡した場合にあっては、配偶者又は年少子女でなくなった日又は死亡した日）までとする。
- 7 配偶者手当又は子女教育手当を受ける派遣教員が委嘱を解かれ、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当又は子女教育手当を支給する。ただし、当該派遣教員が死亡した場合において、文部科学大臣が特に必要と認めたときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間に限り、引き続き当該派遣教員の配偶者又は年少子女に配偶者手当又は子女教育手当を支給することができる。
- 8 防犯手当の支給期間は、派遣教員が在勤地に到着した日の翌日から、任務を終了し在勤地を出発

する日の前日までとする。

9 防犯手当を受ける派遣教員が委嘱を解かれ、又は死亡したときは、その日まで防犯手当を支給する。ただし、当該派遣教員が死亡した場合において、文部科学大臣が特に必要と認めたときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間に限り、引き続き当該派遣教員が死亡当時伴っていた扶養親族に防犯手当を支給することができる。

(在勤手当の支給方法)

第十条 在勤手当（健康管理手当、不健康地健康管理手当及び高地手当を除く。以下この条及び第十一條において同じ。）は、毎月一回、その月額をその月の二十一日に支給する。ただし、その月の二十一日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、二十一日の直後の平日を支給定日とする。

2 前項の規定にかかわらず、派遣教員の派遣期間が満了する月及び特別の事情がある場合の在勤手当は、総合教育政策局長が別に定める日に支給する。

3 在勤手当の計算期間は、月の一日から月の末日までとする。

4 在勤手当を支給する場合であって、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によって計算する。

5 健康管理手当については、毎年一回、その額を七月二十一日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、直後の平日を支給定日とする。

6 不健康地健康管理手当及び高地手当については、当該手当の対象となる旅行が行われた後に支給する。

第十一条 第八条及び第九条に定めるもののほか、在勤手当の級の適用に関する基準は、総合教育政策局長が別に定めるところによる。

(所得税相当額の支給)

第十一条の二 派遣教員が、在勤地において、在勤国及び州の法令に基づいて、給与及び手当に対して、所得税を課せられたときは、総合教育政策局長が別に定める在外教育施設に勤務する派遣教員に対し、所得税の額に相当する額を支給することができる。

(一時帰国及び私費帰国)

第十二条 派遣教員は、その派遣期間中において、別に定めるところにより本邦に一時帰国又は私費一時帰国することができる。

(旅費等の返還)

第十三条 派遣教員が随伴し、又は呼び寄せた扶養親族が特別の事由により文部科学大臣の許可を受けて帰国する場合を除き、当該派遣教員の在勤地に到着した日の翌日から六月に満たないで帰国する場合には、第六条第一項第二号及び第五号並びに第七条第五項及び第六項の規定にかかわらず旅費、配偶者手当及び子女教育手当は支給しない。

2 前項の場合において、既に支給された旅費、配偶者手当及び子女教育手当があるときには、これを返還しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、派遣教員の派遣期間が六月末満の派遣教員が随伴し、又は呼び寄せた扶養親族に係る旅費、配偶者手当及び子女教育手当の取り扱いについては、総合教育政策局長が別に定めるところによる。

第十四条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

附 則

この訓令は、昭和五十六年四月二十日から実施し、昭和五十六年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和五十七年四月二十八日から実施する。

附 則

この訓令は、昭和五十七年四月二十八日から実施し、昭和五十七年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和五十七年十二月十三日から実施し、昭和五十七年十一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和五十八年四月二十日から実施し、昭和五十八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和五十九年四月二十一日から実施し、昭和五十九年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和五十九年七月二十一日から実施し、昭和五十九年七月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十年四月二十日から実施し、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十年十二月十八日から実施し、昭和六十年十二月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十一年四月十九日から実施し、昭和六十一年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十一年十月一日から実施する。

附 則

この訓令は、昭和六十二年四月十七日から実施し、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十二年六月十七日から実施し、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十二年八月十七日から実施し、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十二年十一月十二日から実施し、昭和六十二年十一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十三年四月十八日から実施し、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成元年四月十八日から実施し、平成元年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成元年八月十八日から実施する。ただし、別表第2の改正規定のうち級別の欄に係る部分は、平成元年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成元年十月十六日から実施し、平成元年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二年三月三十日から実施し、平成二年一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二年四月十七日から実施し、平成二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成三年一月十八日から実施し、別表第1の改正規定は、平成二年十月一日から、別表第2の改正規定は、平成二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成三年四月十六日から実施し、平成三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成三年十月九日から実施し、平成三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成四年四月十六日から実施し、平成四年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成四年十二月十八日から実施し、平成四年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成五年四月十七日から実施し、平成五年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成五年七月十三日から実施し、平成五年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成五年十月十八日から実施し、平成五年十月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成五年十二月十六日から実施し、平成五年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成六年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成六年四月十八日から実施し、平成六年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成六年十二月十二日から実施し、平成六年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成七年一月五日から実施し、平成七年一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成七年四月十八日から実施し、平成七年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成七年五月二十五日から実施し、平成七年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成七年八月二十五日から実施する。

附 則

この訓令は、平成七年十一月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成七年十二月二十日から実施し、平成七年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成八年四月十九日から実施し、平成八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成八年五月十一日から実施し、平成八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成九年三月三十一日から実施し、別表第3の改正規定は、平成八年八月一日から、別表第4の改正規定は、平成八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成九年四月二十一日から実施し、平成九年四月一日から適用する

附 則

- 1 この訓令は、平成十年二月二十日から実施し、この訓令による改正後の在外教育施設派遣規則（以下「新令」という。）別表第3の規定は、平成九年八月一日から適用する。
- 2 派遣教員の平成九年八月分から平成十年一月分までの在勤基本手当（月額）については、その者に係る新令別表第3に定める額（以下「新額」という。）が、その者に係るこの訓令による改正前の在外教育施設教員派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。
- 3 派遣教員の平成十年二月分の在勤基本手当（月額）については、その者に係る新額がその者に係る旧額を下回るときは、旧額から新額を差し引いた額を新額から差し引いた額をもって当該在勤基本手当（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十年四月二十一日から実施し、平成十年四月一日から適用する。

附 則

- 1 この訓令は、平成十一年三月四日から実施し、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新令」という。）別表第3の規定は、平成十一年八月一日から適用する。
- 2 派遣教員の平成十一年八月分から平成十一年二月分までの在勤基本手当（月額）については、その者に係る新令別表第3に定める額（以下「新額」という。）が、この訓令による改正前の在外教育施設教員派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十一年四月十五日から実施し、平成十一年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十一年九月二十日から実施し、平成十一年九月一日から適用する。

附 則

- 1 この訓令は、平成十一年十二月二十日から実施し、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新令」という。）別表第3の規定は、平成十一年八月一日から適用する。
- 2 派遣教員の平成十一年八月分から平成十一年十一月分までの在勤基本手当（月額）については、

その者に係る新令別表第3に定める額（以下「新額」という。）が、この訓令による改正前の在外教育施設教員派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十二年一月二十日から実施し、平成十二年一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年四月十四日から実施し、平成十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年四月十四日から実施し、平成十一年十一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年四月十四日から実施し、平成十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年四月二十一日から実施し、平成十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年八月十五日から実施し、平成十二年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十三年一月六日から実施する。

附 則

- 1 この訓令は、平成十三年一月三十日から実施し、この訓令による改正後の在外教育施設派遣規則（以下「新令」という。）別表第3の規定は、平成十二年八月一日から適用する。
- 2 派遣教員の平成十二年八月分から十二月分までの在勤基本手当（月額）については、その者に係る新令別表第3に定める額が、その者に係るこの訓令による改正前の在外教育施設派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十三年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成十三年五月九日から実施し、平成十三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成十四年一月二十五日から実施し、平成十四年一月一日から適用する。

附 則

- 1 この訓令は、平成十四年四月二十二日から実施し、平成十四年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 改正後の在外教育施設教員派遣規則第六条第一項及び第八条第二項の規定は、この訓令の適用日以後に文部科学大臣の委嘱を受けた者について適用し、適用日前に文部科学大臣の委嘱を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成十五年一月二十一日から実施し、平成十四年十一月一日から適用する。
- 2 派遣教員の平成十四年十一月分から十二月分までの在勤基本手当支給額（月額）については、その者に係るこの訓令による改正後の在外教育施設派遣規則別表第3に定める額が、その者に係るこの訓令による改正前の在外教育施設派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十五年四月十七日から実施し、平成十五年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十五年八月十五日から実施し、平成十五年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十五年十一月二十日から実施し、平成十五年八月一日から適用する

附 則

この訓令は、平成十六年四月二十一日から実施し、平成十六年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十七年一月一日から実施し、平成十六年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成十八年一月一日から実施し、平成十七年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十八年四月十九日から実施し、平成十八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成十八年七月二十一日から施行し、同年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、決定の日から実施し、第一条の規定による改正後の在外教育施設教員派遣規則の規定は、平成十八年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十九年三月一日から実施し、改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第3の規定は、平成十八年八月一日から適用する。

附 則

- 1 この訓令は、平成十九年五月二十三日から実施し、同年四月一日から適用する。
- 2 在外教育施設教員派遣規則に基づき派遣されている派遣教員であつて平成十九年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住居手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十年三月三十一日から実施し、平成十九年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十年四月二十五日から実施する。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十年十一月二十六日から実施し、同年四月一日から適用する。
- 2 北京、天津、青島、上海、蘇州、サン・ホセ、フランクフルト、ブタペスト及びワルシャワに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十一年一月二十八日から実施し、平成二十一年一月一日から適用する。
- 2 在外教育施設に勤務する派遣教員の平成二十一年一月の在勤基本手当の月額は、改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新派遣規則」という。）別表第3にかかわらず、次の表に定めるところによる。

在勤地	在勤期間	月額
台北、台中及び高雄	平成二十一年二月及び三月	新派遣規則別表第3にかかわらず、次の表に定めるところによる。
青島	平成二十年十二月三十一日において、現に居住する住宅に引き続き住居するものの住居手当の月額に係る限度額	新派遣教員規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 台北、台中及び高雄に所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の平成二十一年二月及び三月の在外基本手当の月額については、新派遣規則別表第3にかかわらず、次の表に定めるところによる。
- 4 青島に所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十年十二月三十一日において、現に居住する住宅に引き続き住居するものの住居手当の月額に係る限度額については、新派遣教員規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十一年四月二十一日から実施し、平成二十一年四月一日から適用する。
- 2 コタキナバル、アスンション及びジェッダに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十一年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住居手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十一年八月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十一年十一月一日から実施する。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十三年三月一日から実施する。
- 2 ハノイ、シンガポール、バンコク、シラチャ、ソウル、釜山、北京、天津、上海、蘇州、杭州、広州、深セン、大連、香港、ヤンゴン、マニラ、ペナン、コタキナバル、ニュー・ヨーク、ニュージャージー、プリンストン、フィラデルフィア、ピッツバーグ、ボストン、ブエノスアイレス、サンチャゴ、ウィーン、チューリッヒ、ジュネーブ、マドリッド、バルセロナ、モスクワ、ベルリン、デュッセルドルフ、ブタペスト、パリ、ワルシャワ、ロンドン、ジェッダ及びバハレーンに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十三年二月二十八日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正

後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月十八日から実施し、平成二十三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十三年七月十四日から実施し、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新派遣規則」という。）第八条第四項の規定は実施日から一年を超えない範囲で初等中等教育局長が別に定める日から、新派遣規則別表第3の規定は平成二十三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十三年十一月一日から実施する。ただし、スラバヤ、コロンボ、バンコク、シラチャ、北京、天津、青島、上海、蘇州、杭州、広州、深セン、大連、香港、イスラマバード、カラチ、ヤンゴン、マニラ、台北、台中、高雄、トロント、カラカス、グアテマラ、サン・ホセ、ボゴタ、サンチャゴ、サンパウロ、アスンシオン、リマ、チューリッヒ、ジュネーブ、ストックホルム、ブダペスト、ブラッセル、ブカレスト、ロンドン、ダービー、シドニー、パース、メルボルン、クイーンズランド、カンタベリー、ヨハネスブルクに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の在勤基本手当の月額に係る改正規定は、平成二十三年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十三年十一月一日から実施する。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十四年一月一日から実施する。ただし、別表第4の改正規定については、平成二十三年四月一日から適用する。
- 2 ニュー・デリー、ポンベイ、チェンナイ、コタキナバル、カンタベリー、リ亞ド及びジェッダに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十三年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十四年四月四日から実施し、平成二十四年四月一日から適用する。

- 2 ジャカルタ、バンドン、上海、蘇州、杭州、ウィーン、ベルリン及びジェッダに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十四年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十四年八月八日から実施し、平成二十四年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十四年九月十三日から実施し、平成二十四年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十四年十一月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十五年一月一日から実施する。

附 則

- この訓令は、平成二十五年四月十九日から実施し、平成二十五年四月一日から適用する。
- ムンバイ及びカラチに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十五年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十五年七月一日から実施する。ただし、ジャカルタ、バンドン、スラバヤ、シンガポール、コロンボ、バンコク、シラチャ、ソウル、釜山、北京、天津、青島、上海、蘇州、杭州、広州、深セン、大連、香港、イスラマバード、カラチ、ヤンゴン、マニラ、クアラルンプール、ジョホール、ペナン、コタキナバル、台北、台中、高雄、ワシントン、グアム、アトランタ、シャーロット、ローリー、サンフランシスコ、シアトル、シカゴ、クリーブランド、オハイオ西部、インディアナ、デトロイト、バトルクリーク、コロンバス、シンシナティ、中部テネシー、セントラルケンタッキー、イーストテネシー、ニューヨーク、ニュージャージー、プリンストン、フィラデルフィア、ピッツバーグ、ヒューストン、ダラス、ポートランド、ボストン、ホノルル、マイアミ、ロサンゼルス、サンディエゴ、バンクーバー、トロント、ブエノスアイレス、カラカス、サン・ホセ、ボゴタ、サンチャゴ、リオ・デ・ジャネイロ、アスンシオン、リマ、メキシコ、アグアス・カリエンテス、グアダラハラ、ローマ、ミラノ、ウィーン、チューリッヒ、ジュネーブ、アムステルダム、ロッテルダム、ストックホルム、マドリッド、バルセロナ、モスクワ、ベルリン、デュッセルドルフ、ミュンヘン、ハンブルグ、フランクフルト、プラハ、布拉格、パリ、ワルシャワ、ロンドン、ダービー、シドニー、パース、メルボルン、クイーンズランド、カンタベリー、アブダビ、ドバイ、オマーン、バハレーン、イスタンブル及びヨハネスブルグに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の在勤基本手当の月額に係る改正規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十六年三月一日から実施し、平成二十五年八月一日から適用する。

附 則

- この訓令は、平成二十六年四月一日から実施する。
- ムンバイ、青島、大連、サンパウロ、リオ・デ・ジャネイロ及びマナウスに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成26年3月31日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十六年八月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十七年三月三十一日から実施し、平成二十四年一月一日から適用する。

附 則

- この訓令は、平成二十七年七月一日から実施する。ただし、ブノンベンに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の在勤基本手当の月額及び住宅手当の月額の限度額に係る改正規定については、平

成二十七年四月一日から適用する。

- 2 プノンペンに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の平成二十七年四月から同年六月までの期間に係る在勤基本手当の月額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新派遣規則」という。）別表第3の規定にかかわらず、附則別表に定めるところによる。
- 3 ホーチミン、青島及びサンパウロに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員であつて、平成二十七年六月三十日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住宅手当の月額に係る限度額については、新派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十七年八月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十七年十一月一日から実施する。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十八年一月一日から実施する。

- 2 ニュー・デリー、ムンバイ、チェンナイ、ジャカルタ、バンドン、スラバヤ、プノンペン、ハノイ、ホーチミン、コロンボ、バンコク、シラチャ、ソウル、釜山、北京、天津、青島、上海、蘇州、杭州、広州、深セン、大連、香港、イスラマバード、カラチ、ダッカ、ヤンゴン、マニラ、クアラルンプール、ジョホール、ペナン、コタキナバル、台北、台中、高雄、ワシントン、グアム、アトランタ、シャーロット、ローリー、サンフランシスコ、シアトル、シカゴ、クリーブランド、オハイオ西部、インディアナ、デトロイト、バトルクリーク、コロンバス、シンシナティ、デンバー、中部テネシー、セントラルケンタッキー、イーストテネシー、ニューヨーク、ニュージャージー、プリンストン、フィラデルフィア、ピッツバーグ、ヒューストン、ダラス、ポートランド、ボストン、ホノルル、マイアミ、オーランド、ロサンゼルス、サンディエゴ、バンクーバー、トロント、ブエノスアイレス、カラカス、グアテマラ、サン・ホセ、ボゴタ、サンチャゴ、パナマ、リオ・デ・ジャネイロ、マナウス、アスンシオン、リマ、メキシコ、アグアス・カリエンテス、グアダラハラ、ローマ、ミラノ、ウィーン、チューリッヒ、ジュネーブ、アムステルダム、ロッテルダム、ストックホルム、マドリッド、バルセロナ、モスクワ、ベルリン、デュッセルドルフ、ミュンヘン、ハンブルグ、フランクフルト、ブダペスト、プラハ、布拉格、パリ、ワルシャワ、ブカレスト、ロンドン、ダービー、シドニー、メルボルン、クイーンズランド、カンタベリー、アブダビ、ドバイ、オマーン、ドーハ、リヤド、ジェッダ、バハレーン、イスタンブル、ナイロビ、ヨハネスブルグ、ダルエスサラームに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の平成二十八年一月から同年三月までの期間に係る在勤基本手当の月額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第3の規定にかかわらず、附則別表に定めるところによる。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十八年七月一日から実施し、平成二十八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十八年八月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十八年十一月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十九年一月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十九年七月十日から実施し、平成二十九年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十九年八月七日から実施する。

附 則

この訓令は、平成三十年一月九日から実施する。

附 則

- 1 この訓令は、平成三十年四月一日から実施する。ただし、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新派遣規則」という。）第十一条の二の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。
- 2 平成三十年三月三十一日までに在外教育施設に勤務する派遣教員の在勤基本手当の月額については、平成三十一年三月三十一日までの間、この訓令による新派遣規則別表第3にかかわらず、次の式により算出される額とする。

この訓令による改正前の別表第3に定める額＋新派遣規則別表第3に定める額

2

- 3 青島、大連、台北、台中、高雄、ボゴタ、チューリッヒ及びジュネーブに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員であって、平成三十年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の新派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成三十年七月十日から実施し、平成三十年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成三十年十月十六日から実施する。

附 則

- この訓令は、平成三十年十一月一日から実施する。ただし、北京、天津、青島、上海、蘇州、杭州、広州、深セン、大連及びプラハに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の在勤基本手当の月額に係る改正規定は、平成三十年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成三十一年一月一日から実施する。

別表第1 不健康地健康管理手当の支給の対象となる派遣教員が勤務する在外教育

施設及び保養地域

在外教育施設名	保養地域
ダルエスサラーム補習授業校	州
ハノイ日本人学校	アジア
ダッカ日本人学校	アジア
ヤンゴン日本人学校	アジア
大連日本人学校	アジア
ニューデリー日本人学校	アジア
チエンドライ補習授業校	アジア
ムンバイ日本人学校	アジア
ホーチミン日本人学校	アジア
コロンボ日本人学校	アジア
イスラマバード日本人学校	アジア
カラチ日本人学校	アジア
ボゴタ日本人学校	北米
マナウス日本人学校	南米
リマ日本人学校	南米
ブルガレスト日本人学校	欧洲
モスクワ日本人学校	欧洲
テヘラン日本人学校	欧洲
リヤド日本人学校	欧洲
ジッダ日本人学校	欧洲
ナイロビ日本人学校	非洲

備考 保養地域には、特別な事由がある場合は、この表に掲げる保養地域以外の地を含めることができる。

別表第2 高地手当の支給の対象となる派遣教員が勤務する在外教育施設

在外教育施設名
ボゴタ日本人学校
日本メキシコ学院日本コース

別表 第3

在勤基本手当支給額(月額)

(単位:円)

地域	勤務する在外教育施設の所在	総額							別
		1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	
アジア	ユーラシア	426,240	426,240	341,680	341,680	341,680	341,680	307,840	290,960
	ルハ・イ	447,520	447,520	357,680	357,680	357,680	357,680	321,680	274,000
	チャイナ	441,200	441,200	352,880	352,880	352,880	352,880	317,600	285,760
	ジ・ヤウダ	331,120	331,120	253,920	253,920	253,920	253,920	223,040	207,600
	ハ・リ・ソ	331,120	331,120	253,920	253,920	253,920	253,920	223,040	207,600
	コ・ラ・ト	347,360	347,360	273,440	273,440	273,440	273,440	243,840	212,160
	ア・ハ・ベ	394,480	394,480	305,840	305,840	305,840	305,840	270,400	214,240
	ル・イ	334,060	334,060	255,760	255,760	255,760	255,760	224,400	207,720
	ホ・ナ・シ	340,160	340,160	259,520	259,520	259,520	259,520	227,200	193,040
	ジ・ガ・ボ・ア	419,280	419,280	314,480	314,480	314,480	314,480	272,560	230,640
	コ・ラ・ボ	345,680	345,680	272,400	272,400	272,400	272,400	243,040	213,760
	ハ・ン・ダ	359,640	359,640	268,960	268,960	268,960	268,960	233,120	197,280
	ジ・チ・ナ	358,640	358,640	268,960	268,960	268,960	268,960	233,120	197,280
	リ・ツ・ル	418,400	418,400	313,840	313,840	313,840	313,840	272,000	230,160
	金・山	392,860	392,860	284,720	284,720	284,720	284,720	255,440	216,180
	北・京	476,080	476,080	361,040	361,040	361,040	361,040	315,040	269,040
	天・津	476,080	476,080	361,040	361,040	361,040	361,040	315,040	269,040
	青・島	408,960	408,960	306,720	306,720	306,720	306,720	265,840	224,960
	上・海	469,440	469,440	352,080	352,080	352,080	352,080	305,120	261,120
	蘇・州	469,440	469,440	352,080	352,080	352,080	352,080	305,120	261,120
	杭・州	469,440	469,440	352,080	352,080	352,080	352,080	305,120	261,120
	廣・州	433,920	433,920	325,440	325,440	325,440	325,440	282,080	240,320
	深・セン	433,920	433,920	325,440	325,440	325,440	325,440	282,080	238,840
	大・連	408,040	408,040	310,860	310,860	310,860	310,860	271,440	232,160
	香港	503,280	503,280	377,440	377,440	377,440	377,440	327,120	276,800
	マ・カ・ヒ・ア	470,810	470,810	394,080	394,080	394,080	394,080	353,280	312,560
	ホ・チ・ミ	481,680	481,680	408,800	408,800	408,800	408,800	376,880	346,960
	ダ・ラ・ム	483,800	483,800	396,720	396,720	396,720	396,720	361,920	327,200
	セ・ル・セ・ン	407,720	407,720	318,640	318,640	318,640	318,640	285,340	253,040
	ベ・ト・ナ	345,680	345,680	263,280	263,280	263,280	263,280	230,320	197,360
	シ・エ・ラ・ウ	319,760	319,760	239,840	239,840	239,840	239,840	207,840	175,840
	シ・エ・ラ	319,760	319,760	239,840	239,840	239,840	239,840	207,840	175,840
	ハ・ヤ・ハ	308,640	308,640	231,520	231,520	231,520	231,520	200,640	169,760
	シ・エ・ラ・ウ	319,760	319,760	239,840	239,840	239,840	239,840	207,840	175,840
	台・北	502,280	502,280	377,440	377,440	377,440	377,440	327,120	276,800
	台・中	503,280	503,280	377,440	377,440	377,440	377,440	327,120	276,800
	高・雄	503,280	503,280	332,400	332,400	332,400	332,400	327,120	276,800
	北・米	443,200	443,200	292,240	292,240	292,240	292,240	253,280	214,320
	ア・メリ・カ	389,680	389,680	310,000	310,000	310,000	310,000	268,640	248,000
	ア・メリ・カ	413,280	413,280	310,000	310,000	310,000	310,000	268,640	248,000
	ヨ・ウ・ル	455,040	455,040	341,280	341,280	341,280	341,280	295,760	250,240
	シ・ア・ト	414,800	414,800	311,120	311,120	311,120	311,120	269,600	228,160
	カ・ロ・リ	452,240	452,240	339,200	339,200	339,200	339,200	293,920	248,720
	カ・ロ・リ・ナ・ラ	398,880	398,880	299,200	299,200	299,200	299,200	259,280	219,360

イタリア

452,240 452,240 339,200 339,200 339,200 339,200 293,920 293,920 271,360 248,720

アート

398,880 398,880 289,200 289,200 289,200 289,200 259,280 259,280 239,360 219,360

スコット

398,880 398,880 289,200 289,200 289,200 289,200 259,280 259,280 239,360 219,360

シナジー

398,880 398,880 289,200 289,200 289,200 289,200 259,280 259,280 239,360 219,360

デジタル

407,680 407,680 305,760 305,760 305,760 305,760 284,960 284,960 244,840 224,240

中部チカニ

416,240 416,240 313,680 313,680 313,680 313,680 271,840 271,840 250,960 230,000

セラチカルテクニ

416,240 416,240 313,680 313,680 313,680 313,680 271,840 271,840 250,960 230,000

イ・アーティ

416,240 416,240 313,680 313,680 313,680 313,680 271,840 271,840 250,960 230,000

ニ・エ・テ・

417,920 417,920 353,920 353,920 353,920 353,920 306,720 306,720 283,120 259,520

ニ・エ・テ・

417,920 417,920 353,920 353,920 353,920 353,920 306,720 306,720 283,120 259,520

ア・ソ・ジ

417,920 417,920 353,920 353,920 353,920 353,920 306,720 306,720 283,120 259,520

ト・リ・

417,920 417,920 353,920 353,920 353,920 353,920 306,720 306,720 283,120 259,520

ト・リ・

420,480 420,480 315,360 315,360 315,360 315,360 273,280 273,280 252,320 231,280

ダ・ラ・

420,480 420,480 315,360 315,360 315,360 315,360 273,280 273,280 252,320 231,280

ダ・ラ・

414,800 414,800 311,120 311,120 311,120 311,120 269,600 269,600 248,880 228,160

ダ・ラ・

439,840 439,840 329,920 329,920 329,920 329,920 285,920 285,920 263,920 241,920

ダ・ラ・

416,640 416,640 310,960 310,960 310,960 310,960 289,520 289,520 268,800 228,080

ダ・ラ・

413,840 413,840 310,400 310,400 310,400 310,400 268,960 268,960 248,880 227,880

ダ・ラ・

413,840 413,840 310,400 310,400 310,400 310,400 268,960 268,960 248,880 227,880

ダ・ラ・

462,320 462,320 346,720 346,720 346,720 346,720 300,480 300,480 277,350 254,240

ダ・ラ・

462,320 462,320 346,720 346,720 346,720 346,720 300,480 300,480 277,350 254,240

ダ・ラ・

397,120 397,120 297,840 297,840 297,840 297,840 258,160 258,160 238,400 218,400

ダ・ラ・

392,980 392,980 294,720 294,720 294,720 294,720 255,440 255,440 235,760 216,160

ダ・ラ・

302,960 302,960 227,200 227,200 227,200 227,200 196,960 196,960 181,760 166,640

ダ・ラ・

758,800 758,800 587,120 587,120 587,120 587,120 518,400 518,400 449,760 449,760

ダ・ラ・

463,360 463,360 365,520 365,520 365,520 365,520 326,400 326,400 306,800 287,280

ダ・ラ・

388,400 388,400 295,280 295,280 295,280 295,280 258,080 258,080 239,440 220,800

ダ・ラ・

432,400 432,400 342,320 342,320 342,320 342,320 306,240 306,240 288,240 270,240

ダ・ラ・

403,920 403,920 302,960 302,960 302,960 302,960 262,560 262,560 242,320 222,160

ダ・ラ・

368,640 368,640 280,480 280,480 280,480 280,480 245,200 245,200 227,600 209,920

ダ・ラ・

408,720 408,720 310,560 310,560 310,560 310,560 271,280 271,280 251,600 232,000

ダ・ラ・

438,080 438,080 336,560 336,560 336,560 336,560 288,720 288,720 278,880 258,960

ダ・ラ・

430,960 430,960 341,200 341,200 341,200 341,200 305,360 305,360 287,360 269,440

ダ・ラ・

379,120 379,120 294,960 294,960 294,960 294,960 261,280 261,280 244,400 227,600

ダ・ラ・

424,560 424,560 329,400 329,400 329,400 329,400 290,000 290,000 270,720 251,520

ダ・ラ・

365,360 365,360 278,000 278,000 278,000 278,000 243,120 243,120 225,600 208,160

ダ・ラ・

338,480 338,480 260,240 260,240 260,240 260,240 228,860 228,860 213,280 197,600

ダ・ラ・

338,480 338,480 260,240 260,240 260,240 260,240 228,860 228,860 213,280 197,600

ダ・ラ・

395,840 395,840 295,960 295,960 295,960 295,960 257,280 257,280 237,520 217,680

ダ・ラ・

415,980 415,980 311,760 311,760 311,760 311,760 270,160 270,160 249,440 228,640

ダ・ラ・

444,400 444,400 333,280 333,280 333,280 333,280 288,880 288,880 266,640 244,400

ダ・ラ・

537,520 537,520 403,120 403,120 403,120 403,120 349,360 349,360 322,480 295,600

ダ・ラ・

400,980 400,980 300,120 300,120 300,120 300,120 260,640 260,640 240,560 220,560

ダ・ラ・

400,980 400,980 300,120 300,120 300,120 300,120 285,520 285,520 263,520 241,600

ダ・ラ・

439,200 439,200 329,440 329,440 329,440 329,440 246,880 246,880 227,920 208,880

ダ・ラ・

379,340 379,340 264,880 264,880 264,880 264,880 287,680 287,680 249,360 230,160

ダ・ラ・

383,600 383,600 287,680 287,680 287,680 287,680 249,360 249,360 230,160 210,960

中南米

欧洲

ミスアリ ペーリン	401,840	401,840	305,360	305,360	305,360	305,360	266,800	266,800	247,520	228,240
デ" シセド" M7	397,200	397,200	297,920	297,920	297,920	297,920	258,160	258,160	238,320	218,480
ミソシソ	393,440	393,440	295,120	295,120	295,120	295,120	255,760	255,760	236,080	216,400
ハナツ ハジ"	390,380	390,380	292,980	292,980	292,980	292,980	253,840	253,840	234,320	214,800
フランクト	392,980	392,980	294,720	294,720	294,720	294,720	255,440	255,440	235,200	216,160
フダベヌ	392,000	392,000	294,000	294,000	294,000	294,000	254,800	254,800	235,200	215,600
フダベヌ	334,900	334,900	250,480	250,480	250,480	250,480	217,120	217,120	200,400	183,680
アラル	380,400	380,400	285,280	285,280	285,280	285,280	247,280	247,280	229,240	209,200
アリヤマギ	400,560	400,560	300,400	300,400	300,400	300,400	260,400	260,400	240,320	220,320
アリヤマギ	395,610	395,610	295,720	295,720	295,720	295,720	257,120	257,120	237,360	217,600
アリヤマギ	320,240	320,240	240,160	240,160	240,160	240,160	208,160	208,160	192,160	176,160
アリヤマギ	339,880	339,880	254,800	254,800	254,800	254,800	220,800	220,800	203,840	186,800
ソンターン	431,280	431,280	323,440	323,440	323,440	323,440	280,320	280,320	268,800	237,200
大都市	393,920	393,920	295,440	295,440	295,440	295,440	256,080	256,080	236,320	216,640
サニ	390,300	390,300	280,800	283,120	283,120	283,120	254,000	254,000	234,480	214,960
ムバウム	396,000	396,000	291,040	291,040	291,040	291,040	257,440	257,440	237,600	217,840
ムバウム	384,880	384,880	288,400	288,400	288,400	288,400	249,920	249,920	230,720	211,440
ムバウム	387,340	387,340	290,980	290,980	290,980	290,980	252,080	252,080	232,720	213,280
中東	777ダ"レ	423,840	423,840	317,920	317,920	317,920	275,520	275,520	254,320	233,120
トハイ	441,280	441,280	330,960	330,960	330,960	330,960	296,800	296,800	274,800	242,720
トハイ	441,880	441,880	369,280	369,280	369,280	369,280	340,320	340,320	325,840	311,360
トハイ	411,940	411,940	312,980	312,980	312,980	312,980	273,280	273,280	253,520	233,680
トハイ	402,240	402,240	305,680	305,680	305,680	305,680	267,040	267,040	247,760	228,400
トハイ	501,920	501,920	406,480	406,480	406,480	406,480	368,240	368,240	349,120	330,080
トハイ	455,440	455,440	359,800	359,800	359,800	359,800	321,200	321,200	302,080	282,880
トハイ	397,760	397,760	302,320	302,320	302,320	302,320	264,160	264,160	245,040	226,000
トハイ	294,400	294,400	228,800	228,800	228,800	228,800	202,560	202,560	189,440	176,320
アフリカ	404,160	404,160	315,120	315,120	315,120	315,120	279,520	279,520	261,680	243,920
アフリカ	465,840	465,840	371,360	371,360	371,360	371,360	333,600	333,600	314,720	285,840
ヨルバ"ル"	365,200	365,200	286,320	286,320	286,320	286,320	254,720	254,720	238,960	223,120
ヨルバ"ル"	465,920	465,920	379,440	379,440	379,440	379,440	344,880	344,880	327,520	310,240

1 級別別の欄の値によるものとする。

校長 第3条の規定により文部科学大臣から校長の委嘱を受けた者

教員 第3条の規定により文部科学大臣から教員の委嘱を受けた教職経験2年以上的者

第3条の規定により文部科学大臣から教員の委嘱を受けた教職経験1年未満の者

別表第4

住居手当に係る限度額(月額)

地域	勤務する在外教育施設の所在地	単位	級 別		
			1級	2級	3級
アジア	ニューデリー	インド・ルピー	135,095	121,585	108,076
	ムンバイ	インド・ルピー	188,223	169,400	150,578
	チエンナイ	インド・ルピー	107,312	96,580	96,580
	ジャカルタ	米・ドル	2,545	2,291	2,291
	バンドン	米・ドル	2,545	2,291	2,291
	スラバヤ	米・ドル	1,724	1,552	1,380
	ブノンペン	米・ドル	3,105	2,795	2,484
	ハノイ	米・ドル	3,192	2,872	2,553
	ホーチミン	米・ドル	3,176	2,859	2,541
	シンガポール	シンガポール・ドル	5,515	4,964	4,412
	コロンボ	米・ドル	1,382	1,244	1,105
	バンコク	タイ・バーツ	74,242	66,818	59,393
	シラチヤ	タイ・バーツ	74,242	66,818	59,393
	ソウル	ウォン	2,619,136	2,357,223	2,095,309
	釜山	ウォン	1,536,652	1,382,987	1,229,322
	北京	米・ドル	3,685	3,316	2,948
	天津	米・ドル	3,685	3,316	2,948
	青岛	米・ドル	1,949	1,754	1,560
	上海	米・ドル	3,340	3,006	3,006
	蘇州	米・ドル	3,340	3,006	3,006
	杭州	米・ドル	3,340	3,006	3,006
	広州	米・ドル	3,159	2,843	2,527
	深セン	米・ドル	3,159	2,843	2,527
	大連	米・ドル	2,840	2,556	2,272
	香港	香港ドル	38,810	34,929	31,048
	イスラマバード	米・ドル	2,150	1,935	1,720
	カラチ	米・ドル	1,668	1,501	1,335
	ダッカ	米・ドル	1,475	1,328	1,180
	ヤンゴン	米・ドル	4,323	3,891	3,458
	マニラ	米・ドル	2,037	1,833	1,630
	クアラルンプール	マレーシア・リンギ	4,440	3,996	3,552
	ジョホール	マレーシア・リンギ	4,440	3,996	3,552
	ペナン	マレーシア・リンギ	3,285	2,956	2,628
	コタキナバル	マレーシア・リンギ	4,440	3,996	3,552
	台北	米・ドル	1,832	1,648	1,648
	台中	米・ドル	1,832	1,648	1,648
	高雄	米・ドル	1,832	1,648	1,648
北米	ワシントン	米・ドル	2,180	1,962	1,962
	グアム	米・ドル	1,885	1,696	1,508
	アトランタ	米・ドル	1,690	1,521	1,352
	ローリー	米・ドル	1,690	1,521	1,352
	サンフランシスコ	米・ドル	2,900	2,610	2,320
	シアトル	米・ドル	1,567	1,410	1,410
	シカゴ	米・ドル	2,008	1,807	1,606
	オハイオ西部	米・ドル	1,733	1,560	1,387
	インディアナ	米・ドル	2,008	1,807	1,606
	デトロイト	米・ドル	1,733	1,560	1,387
	コロンバス	米・ドル	1,733	1,560	1,387
	シンシナティ	米・ドル	1,733	1,560	1,387
	デンバー	米・ドル	1,668	1,501	1,334
	中部テネシー	米・ドル	1,564	1,408	1,251
	セントラルケンタッキー	米・ドル	1,564	1,408	1,251

イーストテネシー	米・ドル	1,564	1,408	1,251
ニューヨーク	米・ドル	3,864	3,478	3,092
ニュージャージー	米・ドル	3,864	3,478	3,092
プリンストン	米・ドル	3,864	3,478	3,092
フィラデルフィア	米・ドル	3,864	3,478	3,092
ヒューストン	米・ドル	1,630	1,467	1,304
ダラス	米・ドル	1,630	1,467	1,304
ポートランド	米・ドル	1,567	1,410	1,410
ボストン	米・ドル	2,708	2,437	2,166
ホノルル	米・ドル	2,006	1,805	1,604
マイアミ	米・ドル	2,003	1,803	1,602
オーランド	米・ドル	2,003	1,803	1,602
ロサンゼルス	米・ドル	2,327	2,094	1,861
サンディエゴ	米・ドル	2,327	2,094	1,861
バンクーバー	カナダ・ドル	2,106	1,896	1,684
トロント	カナダ・ドル	1,681	1,513	1,345
中南米				
ブエノスアイレス	米・ドル	2,368	2,132	1,895
カラカス	米・ドル	2,460	2,214	1,968
グアテマラ	米・ドル	1,427	1,284	1,141
サンホセ	米・ドル	1,234	1,111	987
ボゴタ	米・ドル	1,449	1,304	1,160
サンティアゴ	米・ドル	1,357	1,221	1,086
パナマ	米・ドル	1,739	1,565	1,391
サンパウロ	米・ドル	2,074	1,867	1,659
リオデジャネイロ	米・ドル	2,232	2,008	1,785
マナウス	米・ドル	939	845	751
アスンシオン	米・ドル	1,420	1,278	1,136
リマ	米・ドル	1,589	1,430	1,272
メキシコ	米・ドル	2,012	1,811	1,609
アグアスカリエンテス	米・ドル	1,581	1,423	1,265
グアダラハラ	米・ドル	1,581	1,423	1,265
グラナダ	米・ドル	1,581	1,423	1,265
欧州				
ローマ	ユーロ	1,428	1,285	1,143
ミラノ	ユーロ	1,552	1,396	1,241
ウイーン	ユーロ	1,456	1,310	1,310
チューリッヒ	スイス・フラン	2,724	2,452	2,179
ジュネーブ	スイス・フラン	2,724	2,452	2,179
アムステルダム	ユーロ	1,520	1,368	1,216
ロッテルダム	ユーロ	1,520	1,368	1,216
ストックホルム	スウェーデン・クローネ	15,010	13,509	12,008
マドリード	ユーロ	1,516	1,364	1,212
バルセロナ	ユーロ	1,651	1,486	1,320
モスクワ	米・ドル	4,408	3,968	3,527
ベルリン	ユーロ	1,502	1,352	1,352
デュッセルドルフ	ユーロ	1,305	1,175	1,044
ミュンヘン	ユーロ	1,619	1,457	1,295
ハンブルグ	ユーロ	1,323	1,191	1,058
フランクフルト	ユーロ	1,565	1,408	1,252
ブダペスト	ユーロ	1,576	1,419	1,261
プラハ	チェコ・コルナ	32,272	29,044	25,817
ブリュッセル	ユーロ	1,633	1,470	1,307
パリ	ユーロ	2,045	1,840	1,636
ワルシャワ	ユーロ	1,779	1,601	1,423
ブカレスト	ユーロ	1,474	1,327	1,179
ロンドン	スターリング・ポンド	1,971	1,774	1,576

大洋州	シドニー	オーストラリア・ドル	3,290	2,961	2,632
	パース	オーストラリア・ドル	2,294	2,064	1,835
	メルボルン	オーストラリア・ドル	2,468	2,221	1,974
	クイーンズランド	オーストラリア・ドル	1,995	1,796	1,596
	カンタベリー	ニュージーランド・ドル	2,143	1,928	1,714
中東	アブダビ	ディルハム	16,548	14,893	13,239
	ドバイ	ディルハム	12,524	11,272	10,020
	テヘラン	ユーロ	2,361	2,125	1,889
	オマーン	米・ドル	2,821	2,539	2,257
	ドームハ	米・ドル	3,369	3,032	2,696
	リヤド	サウジアラビア・リヤール	12,531	11,278	10,024
	ジシアダ	サウジアラビア・リヤール	13,240	11,916	10,592
	バハレーン	米・ドル	3,286	2,957	2,628
	イスタンブル	米・ドル	2,657	2,392	2,126
アフリカ	カイロ	米・ドル	1,832	1,648	1,465
	ナイロビ	米・ドル	1,757	1,581	1,581
	ヨハネスブルグ	米・ドル	1,310	1,179	1,048
	ダルエスサラーム	米・ドル	3,136	2,822	2,508

1 級別の欄の級の適用は、次の基準によるものとする。

1級 別表第3の級別の欄の校長の適用を受ける者

2級 別表第3の級別の欄の教頭、1級から6級までの適用を受ける者

3級 別表第3の級別の欄の7級及び8級の適用を受ける者

別表第5 健康管理手当支給額

配偶者の有無	金額
配偶者のある場合	60,000円
配偶者のない場合	30,000円

別表第6 不健康地健康管理手当の基本額

在外教育施設名	単位	基本額
ダルエスサーム補習授業校	米・ドル	2,437
ハノイ日本人学校	米・ドル	1,061
ダッカ日本人学校	米・ドル	1,441
ヤンゴン日本人学校	米・ドル	1,471
大連日本人学校	米・ドル	1,016
ニューデリー日本人学校	米・ドル	1,289
チエンナイ補習授業校	米・ドル	1,092
ムンバイ日本人学校	米・ドル	1,513
ホーチミン日本人学校	米・ドル	1,014
コロンボ日本人学校	米・ドル	823
イスラマバード日本人学校	米・ドル	1,402
カラチ日本人学校	米・ドル	1,356
ボゴタ日本人学校	米・ドル	1,444
マナウス日本人学校	米・ドル	1,846
リマ日本人学校	米・ドル	1,322
ブカレスト日本人学校	米・ドル	1,501
モスクワ日本人学校	米・ドル	2,120
テヘラン日本人学校	米・ドル	871
リヤド日本人学校	米・ドル	2,102
ジッダ日本人学校	米・ドル	1,951
ナイロビ日本人学校	米・ドル	2,886

別表第7 高地手当の基本額

在 外 教 育 施 設 名	単 位	基 本 額
ボ ゴ タ日本人学校	米・ドル	4 1 0
日本メキシコ学院日本コース	米・ドル	2 4 6

在外教育施設派遣教員選考実施要項

文部省教育助成局長裁定
制定昭和59年 7月17日
改正昭和63年 4月25日
改正平成2年 5月14日
改正平成3年 4月11日
改正平成4年 4月21日
改正平成7年 4月19日
改正平成8年 4月10日
改正平成11年 4月23日
改正平成12年 2月18日
改正平成13年 1月 6日
改正平成20年 4月25日
改正平成23年 3月31日
改正平成24年 3月27日
改正平成26年 4月 1日
改正平成27年 3月12日
改正平成28年 2月26日
改正平成30年 3月19日
改正平成30年10月16日

1 趣 旨

この要項は、在外教育施設教員派遣規則（昭和56年文部省訓令第27号）第3条の規定に基づき、在外教育施設に派遣される派遣教員の選考の方法について、定めるものとする。

2 派遣教員の資格

派遣教員は、次の(1)から(3)の一に該当し、かつ(4)から(7)までの各条件を満たしている者でなければならぬ。

(1) 校長として派遣される者にあっては、次のいずれかに該当する者

ア 現に義務教育諸学校の校長として勤務し、学校運営上の業績があると認められる者

イ 現に義務教育諸学校の副校長又は教頭として勤務し、学校運営上の業績があり、派遣時に義務教育諸学校の副校長又は教頭として2年以上の経験を有し、かつ、校長としての能力があると認められる者

ウ 現に教育委員会の指導主事・管理主事等の事務局職員として勤務し、勤務成績が優秀であり、かつ校長としての能力があると認められる者

エ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に定める校長の資格を有する者で、文部科学省総合教育政策局長が適当と認める者

(2) 教頭として派遣される者にあっては、次のいずれかに該当する者

ア 現に義務教育諸学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の教頭又は副校长として勤務し、小学校又は中学校的教員普通免許状を有し、勤務成績が優秀な者

イ 現に義務教育諸学校の主幹教諭又は指導教諭として勤務し、勤務成績が優秀であり、派遣時に義務教育諸学校の主幹教諭、指導教諭又は教諭として通算で15年以上の経験を有し、かつ教頭としての能力があると認められる者

ウ 現に義務教育諸学校の教諭として勤務し、教務主任等として学校運営上優れた能力があり、派遣時に義務教育諸学校の教諭として15年以上の経験を有し、かつ教頭としての能力があると認められる者

エ 現に教育委員会の指導主事・管理主事等の事務局職員として勤務し、勤務成績が優秀であり、かつ教頭としての能力があると認められる者

(3) 教諭として派遣される者にあっては、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 現に義務教育諸学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の教諭として勤務し、小学校又は中学校的教員普通免許状を有し、勤務成績が優秀であり、派遣時に義務教育諸学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の教諭経験、若しくは助教諭又は講師（常時勤務の者に限る。）としての経験を3年以上有する者

イ 現に教育委員会等で指導主事として勤務し、勤務成績が優秀であり、義務教育諸学校の教諭として

優れた資質を有する者

- (4) 校長、教頭に昇格して派遣される者にあっては、帰国後も引き続き同等に処遇される者であること。
- (5) 海外子女教育について深い理解と熱意を有すること。
- (6) 現地各国の厳しい生活環境、教育条件からくる困難な状況においても、忍耐強く同僚と協調して、職責を遂行する堅固な意志と気力を有すること。
- (7) 同伴家族とも、心身ともに健康であり、よく周囲と協調して、長期間の海外勤務生活に耐えることができる。

3 所属機関の長の推薦

所属機関の長（国立大学法人の附属学校教員等にあっては学長、公立学校教員等にあっては都道府県教育委員会又は指定都市教育委員会の教育長、私立学校教員等にあっては校長をいう。以下同じ。）は、面接等による選考のうえ派遣教員として適当と認める者を、文部科学省総合教育政策局長に推薦する。

4 派遣教員選考調査表等

所属機関の長は前項の推薦をする場合、別紙様式による在外教育施設派遣教員推薦書及び在外教育施設派遣教員選考調査表を添付するものとする。

5 派遣教員の選考

文部科学省は、所属機関の長から推薦された者について、書類審査及び面接による選考試験を行う。

6 派遣教員候補登録者等の決定

(1) 管理職候補登録者

文部科学省は、上記5に定める選考試験を受けた管理職（本要項においては校長及び教頭をいう。以下同じ。）として推薦された者の中から、その結果に基づき派遣教員（管理職）候補登録者を決定し、在外教育施設派遣教員（管理職）候補登録者名簿（以下「管理職候補登録者名簿」という。）に登録するとともに、その旨を所属機関の長に通知するものとする。

管理職候補登録者名簿の有効期間は、作成後2年間とする。

(2) 管理職候補者

文部科学省は、(1)の定めによるほか、上記5に定める選考試験を受けた管理職として推薦された者の中から、その結果に基づき派遣教員（管理職）候補者を決定し、在外教育施設派遣教員（管理職）候補者名簿（以下「管理職候補者名簿」という。）に記載する。

管理職候補者名簿の有効期間は、作成後1年間とする。

(3) 教諭候補登録者

文部科学省は、上記5に定める選考試験を受けた教諭として推薦された者の中から、その結果に基づき派遣教員（教諭）候補登録者を決定し、在外教育施設派遣教員（教諭）候補登録者名簿（以下「教諭候補登録者名簿」という。）に登録するとともに、その旨を所属機関の長に通知するものとする。

教諭候補登録者名簿の有効期間は、作成後2年間とする。

(4) 教諭候補者

文部科学省は、(3)の定めによるほか、上記5に定める選考試験を受けた教諭として推薦された者の中から、その結果に基づき派遣教員（教諭）候補者を決定し、在外教育施設派遣教員（教諭）候補者名簿（以下「教諭候補者名簿」という。）に記載する。

教諭候補者名簿の有効期間は、作成後1年間とする。

7 派遣教員の決定

(1) 管理職

- ① 文部科学省は、管理職候補登録者名簿及び管理職候補者名簿に記載された者の中から、教育職員免許状の種類、教科、年齢、性別その他の要件を考慮して、派遣教員内定者を決定し、これらの者を対象に、総合教育政策局長が別に定める派遣前研修を行う。
- ② 派遣教員内定者を決定するに当たっては、あらかじめ所属機関の長の承諾を得るものとする。
- ③ 文部科学省は、①の研修を修了した派遣教員内定者の中から派遣教員を決定し、所属機関の長に通知するものとする。なお、②において得た承諾と異なる決定を行おうとする場合は、改めて所属機関の長に照会し、その承諾を得るものとする。

(2) 教諭

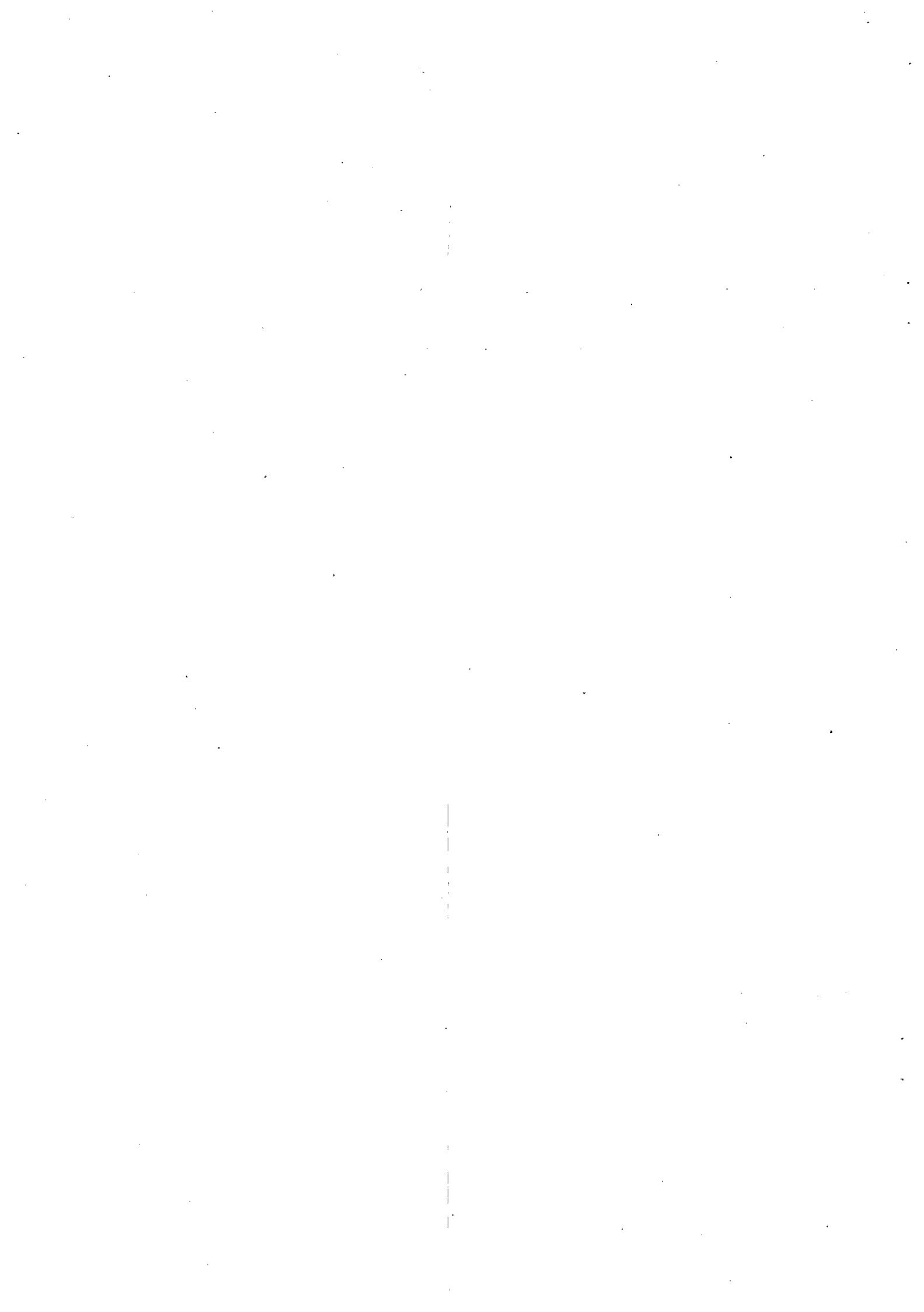
- ① 文部科学省は、教諭候補登録者名簿及び教諭候補者名簿に記載された者の中から、教育職員免許

状の種類、教科、年齢、性別その他の要件を考慮して、派遣教員内定者を決定し、これらの者を対象に、総合教育政策局長が別に定める派遣前研修を行う。

- ② 派遣教員内定者を決定するに当たっては、あらかじめ所属機関の長の承諾を得るものとする。
- ③ 文部科学省は、①の研修を修了した派遣教員内定者の中から派遣教員を決定し、所属機関の長に通知するものとする。なお、②において得た承諾と異なる決定を行おうとする場合は、改めて所属機関の長に照会し、その承諾を得るものとする。

8 その他

- (1) 文部科学省は、派遣教員候補登録者等又は派遣教員（以下「派遣教員及び登録者等」という。）を決定した後、特別の事情が生じた場合は、上記5、6及び7に定める手続きすべてによることなく、総合教育政策局長が派遣教員及び登録者等として適當と認める者を派遣教員及び登録者等として決定することができるものとする。なお、この場合にあっても、派遣教員及び登録者等を決定するに当たっては、あらかじめ所属機関の長の承諾を得るものとする。
- (2) 文部科学省は、所属機関の長から推薦された者について、派遣教員として適當と認められない事情が生じた場合、総合教育政策局長が上記6及び7の定めによる派遣教員及び登録者等の決定を取り消すことができるものとする。なお、この場合にあっても、あらかじめ所属機関の長の承諾を得るものとする。



在外教育施設派遣教員委託費交付要綱

平成15年4月1日

文部科学大臣決定

改正平成23年4月1日

改正平成28年4月1日

改正平成29年4月1日

(通 則)

第1条 在外教育施設派遣教員委託費（以下「委託費」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この委託費は、在外教育施設における教員の確保及び長期研修に係る経費を都道府県及び指定都市に交付することにより、在外教育施設における教育指導の充実を図るとともに、海外における教育実践を通じて派遣教員の資質の向上を図り、もって海外子女教育の推進及び我が国教育の国際化の進展に寄与することを目的とする。

(交付の対象及び交付額)

第3条 文部科学大臣は、都道府県及び指定都市に対し、次に掲げる経費について、予算の範囲内で別に定める基準により算定した金額を交付する。

- (1) 公立学校教員に係る派遣教員経費（給与支給額のうち別に定める委託費対象経費）
- (2) 私立学校教員に係る派遣教員経費（給与支給額のうち別に定める委託費対象経費）

(申請手続)

第4条 都道府県及び指定都市は、前条の規定に基づく経費の交付を受けようとするときは、様式第1による申請書を所定の期日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 文部科学大臣は、前条の規定による申請書の提出があったときは、これを審査のうえ、派遣教員経費を決定し、様式第2による交付決定通知書を都道府県及び指定都市に交付するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 都道府県及び指定都市は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、委託費交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を文部科学大臣に提出しなければならない。

(委託費の支払)

第7条 委託費の支払は、原則として、第10条の規定により、交付すべき委託費の額を確定した後に行うものとする。ただし、都道府県及び指定都市からの要求により、必要があると認めた場合は、会計法第22条及び予算決算及び会計令第58条第3号に基づく協議を行い、整った場合に限り、委託費の全部又は一部について概算払をすることができる。

(交付決定の変更)

第8条 都道府県及び指定都市は、第5条の規定による決定後において、次のいずれかの理由（決定時において確定していた事由を除く。）が生じたときは、様式第3及び様式第4による変更申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- (1) 新たに在外教育施設に教員を派遣する場合
- (2) 文部科学大臣が在外教育施設派遣教員として委嘱した教員が、委嘱を解かれた場合
- (3) 在外教育施設に派遣した教員が公立学校教員の身分を失う場合又は私立学校教員の身分を失

う場合

(4) その他交付決定の変更を受ける必要が発生した場合

2 文部科学大臣は、前項の変更申請書が提出された場合において必要に応じ決定の内容を変更することがある。

(実績報告書)

第9条 都道府県及び指定都市は、様式第5による実績報告書を翌年度の4月10日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

(委託費の額の確定)

第10条 文部科学大臣は前条の規定による実績報告書の審査等を行い、その報告の内容が委託費の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき委託費の額を確定し都道府県及び指定都市に通知するものとする。

2 前項の確定額は、前条の規定による派遣教員経費の実績額と第5条の規定により決定した額のいずれか低い額とする。

3 文部科学大臣は、第1項の規定に基づき額を確定した場合において、既にその額を超える委託費が交付されているときは、その超える部分の委託費の返還を命ずる。

4 前項の委託費の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて計算した金額を利息として支払わなければならない。

(交付決定の取消等)

第11条 文部科学大臣は、次の各号に掲げる場合には、第5条の決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 都道府県及び指定都市がこの要綱又はこれに基づく文部科学大臣の決定若しくは指示に違反した場合

(2) 第5条の決定後に特別の事情の変更が生じた場合

2 文部科学大臣は、前項の取消し又は変更を行った場合には、期限を付して、既に交付した委託費の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第2項に基づく返還金に利息を付すことができる。利息については、返還金にかかる委託費を受領した日（第7条により委託費を概算払した場合は、都道府県及び指定都市が実績報告書を提出した日）の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に応じ、年利5%の割合により計算した額とする。

(学校法人に対する交付)

第12条 委託費の交付を受けた都道府県は、交付を受けた額のうち、第3条第2号に規定する経費を学校法人に速やかに交付するものとする。

2 委託費の交付を受けた都道府県は学校法人に委託費を交付するときは、第6条から第11条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する

在外教育施設グローバル人材育成強化戦略

文部科学省

海外に在住する日本人の子供たちが約8万人となつた今、在外教育施設における課題と対応策を総合的に検討し、
グローバル人材育成強化に戦略的に取り組む。

目標方向性

日本人学校等のグローバル拠点としての活用・
発信強化

高度グローバル人材育成拠点としての日本人学校等の教育水準の強化

グローバル拠点として活用が期待されている
日本の教育・文化の発信等

具体的な対応策

日本式教育のモデルとしての発信放課後等における教育・文化施設としての活用

- (例) 日本人学校を拠点とした日本式教育の海外展開
民間企業と連携した日本式放課後学習支援拠点
日本人も対象とした日本語支援
日本の歴史や文化発信等の教育文化拠点としての活用 等

課題

帰属感を見据えた高度グローバル人材育成のための日本語教育・文化の発信等

日本語を育む環境で成長の必要性、他方で長期滞在者・日本人等への日本語支援の必要性等の多様なニーズに合った教育の提供

政策効果

日本人としてのアイデンティティの形成・確立

教育のグローバル化の進展

教員のグローバル化

派遺教員の質の確保

派遺教員の不足
日本語・母語指導、特別支援、現地交流・安全管理等の課題

学校運営(教育の質)
における連携強化

- 派遺教員の在外教育施設業務中の評価の在り方の見直し
(新たな評価システムの構築、教育委員会との連携強化、派遺教員に対する数値目標の設定等)
キャリアパスとしての向上策 (日本人学校における先進的プログラムの実施、表彰制度等)
派遺教員のグローバル化のための在外教育施設での活動の在り方についての検討
(現地の教育事情についての研究、大学等における専門的知見の向上等)
派遺教員の帰国後の積極的活用 (ネットワークの構築、教育委員会との連携等)
現地の環境に応じた教育実践の蓄積を体系统化し、日本人学校教員間で共有

教育のグローバル化

教員のグローバル化

教員のグローバル化



教師プロジェクト

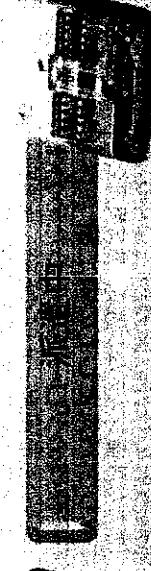
トピタテ！ 教師プロジェクト

ー在外教育施設を活用した戦略的なグローバル教師の育成ー



【現状・課題】

- ・教育委員会からの推薦数減(教育委員会としての推薦メリットが少ない)
- ・平成19年度から退職教師を派遣する「シニア枠」を創設(平成30年度は274名／1,274名)
- ・平成29年度応募から「姉妹都市交流枠」を創設



【現状・課題】

- ・派遣中の教師評価の改善(平成29年度から評価指標の細分化(3→5段階評価)等の様式改訂)
- ・平成29年度から特色あるプログラムを開発する「高度グローバル人材育成拠点事業」開始
- ・帰国後の人事配置や評価への活用不十分



【現状・課題】

- ・帰国教師を面接選考試験官や研修講師、巡回指導員等として活用
- ・都道府県毎に企画される帰国教師報告会や国際理解教育研修などの講師として活躍
- ・帰国後の人事配置や評価への活用不十分

戦略的な人事配置

- 小学校教師の英語力強化を目的とした優先配置(補習校と日本人学校への若手教師併任派遣)
- 外国人児童生徒等の増への対応強化を目的とした優先配置(トルコ、中国、フィリピン等)
- 特色ある在外教育施設への配置を自治体等が希望できる公募制度の創設
- 国内講師や現地学校採用教師などの教師予備軍を派遣する「ブレ枠」の創設
- 教育実習先として日本人学校への受入れを可能とする制度の創設



戦略的なグローバル教育活動

- 評価制度の改善により、帰国後の評価にも活用されるよう一層の周知
- 「高度グローバル人材育成拠点事業」※の積極的発信
- ※「高度グローバル人材育成拠点事業」～平成29年度取組～[海外子女教育振興財団委託]
 - ・小学校英語教育プログラム開発(香港日)
 - ・日本語教育プログラムの開発(台北日)
 - ・学校採用教師指導力向上プログラム開発(上海日)
 - ・補習校日本語能力向上総合プログラム開発(ダラス補)
 - ・日本文化発信拠点プログラム開発(西大和、アンシン)

戦略的な帰国教師の活用促進

- 帰国教師を対象としたセミナーを開催 (2017/8/25)
- 本プロジェクトの広報・普及を目的とした文部科学大臣からのアンバサダー委嘱(室伏広治氏、高嶋ちさ子氏、油井亀美也宇宙飛行士)
- 帰国教師を積極的に活用するためのネットワーク構築
- 文部科学大臣優秀教職員表彰において、在外教育施設での派遣経験を考慮して選考
- グローバル教師やキャラリーパスに焦点を当たした「トビタテ！グローバル教師フォーラム」を開催(2018/8/20)



派遣先	日本人学校 補習授業校		派遣 職名	個人 番号		① 球磨 職種※	校長 教頭 教諭	
1.推薦者番号 □□—□—□□□	平成32・33年度		在外教育施設派遣教師選考調査票			② 都道府県※	希望する 希望しない	
2. 証明写真 (4cm × 4cm)	3. フリガナ 氏名			4. 所属機関	教育委員会 大学 学校法人			
正面 上半身 ・6ヶ月以内に撮影のもの ・写真の裏面に所属都道府県・ 指定都市名、氏名を記入のこと (糊密着)	5. 生年月日※ 昭和 年月日 (満 歳) 平成	6. 性別※ 男 女	7. フリガナ 現住所 (電話 - - -) (携帯 - - -) (E-mail - - -)	8. フリガナ 所属学校名 都道府県	市町村立 (電話 - - -)	9. 最終学歴※ 昭和 年月 大学 学部 学科 (専攻) 卒 平成 大学院 課程 (S-H 年月～S-H 年月)	職名 ()主任・主事 院卒 短大卒 大卒 その他	
10. 教職歴 通算 経験年数	教諭等経験 年	小学校経験 年	中学校経験 年	その他() 年	11. 所有免許状等 ア (小)専・1・2 (中)専・1・2 (高)専・1 イ 免許状 免許教科 国語 数学 理科 社会 英語 音楽 美術 保健 体育 技術 家政 外語 (特支)専・1・2 ウ領域 視・聴・知・肢・病			
12. 過去5年間の 授業担当教科 ※	小学校 (小学部)	全教科・国・社・算・理・生・音・図工・体・家		13. 担当教科 複式授業 担当経験 ※	14. 教えたことのある教科 ※	小学校 (小学部)	全教科・国・社・算・理・生・音・図工・体・家	
15. 指導経験はない が教える自信のある教科 ※	中学校 (中学部)	国・社・数・理・音・美・保体・技・家・外()		取得見込免許教科()	中学校 (中学部)	国・社・数・理・音・美・保体・技・家・外()		
16. 担任経験のある学年 担任等の経験※	小学校 1・2・3・4・5・6 中学校 1・2・3	昭・平 年 小・中 年	昭・平 年 小・中 年	17. 区分 ア. 外国語能力 英語 ()語 読解 会話 読解 会話 (素・熟) () A. 自信がある B. なんとかできる C. 自信がない	イ. クラブ(部)活動等の指導力 武道 球技 水泳 音楽 音楽合奏(クラシック) 合唱 和太鼓 ピアノ 進路 パソコンでの指導 学習指導 ネット等の活用	ウ. その他 本人 有・無 配偶者 有・無	18. 自動車運転免許※	
19. 特技 (資格)	20. 趣味							
21. 健康状態	22. 既往症		無 有	病名 昭和 年 平成 年 月				
23. 家族状況	続柄 フリガナ 氏名	生年月日 (年齢)	職業 (勤務先等)		同居・別居 の別※	同伴の 有・無※	国籍	健康状態・既往症・ケアを要する事柄(特別支援等)
		※大昭平 ・・ (満 歳)			同・別	有・無		
		※大昭平 ・・ (満 歳)			同・別	有・無		
		※大昭平 ・・ (満 歳)			同・別	有・無		
		※大昭平 ・・ (満 歳)			同・別	有・無		
24. 配偶者の所有 教員免許状				25. 配偶者の 教職経験 ※	有 小 中	年	年	計 年
					無	—		

26 10のうち 管理職等経験	小 年 校長経験 年 中 年	副校長・ 教頭経験 年 中 年	小 年 年 中 年	管理・指導主事等経験 ()主任・主事 年 ()主任・主事 年	教務主任等経験 年		
管理職試験状況 ※ イ ()	ア 選考試験合格						
27 勤務歴	発令年月	勤務校	職名	発令年月	勤務校		
28 過去5年間の 校務分掌等 状況	年 度	学級担任状況 小 中 学年 専 科 中 学年 ()	校務分掌	クラブ活動担当	校外活動	全児童生徒数・学級数・教職員数	学校の特色
	27					児童生徒数 教職員数	人 人 (学級)
	28					児童生徒数 教職員数	人 人 (学級)
	29					児童生徒数 教職員数	人 人 (学級)
	30					児童生徒数 教職員数	人 人 (学級)
	31					児童生徒数 教職員数	人 人 (学級)
29 経験のある 校務分掌 ※	生徒指導主事(主任)・進路指導主事(主任)・研究主任・特別活動主任・道徳主任・教科主任(教科名:) 保健主事(主任)・防災(安全)主任・特別支援コーディネーター・その他()						
30 賞 罰	賞 罰 ()					発令日 年 月 日	
31 休職歴	年 月 日 ~ 年 月 日 休職理由()						
32 過去5年間の 研修状況							
33 派遣先につい ての希望 ※	ア. どこでも希望する イ. 下記の国又は地域は希望しない ① 希望しない理由()			34 過去の 受験回数	文部科学省受験 ※ 都道府県等受験 ※	なし 2回 なし 2回	・ 1回 ・ 3回以上 ・ 1回 ・ 3回以上
35 受験理由							
36 上記記載内容に虚偽・欠落はありません。	平成 年 月 日						
	氏 名					印	
37 上記記載事項が相違ないことを証明します。	平成 年 月 日						
	所属機関名					所属機関の長の氏名	
						所属長 公印	

摘要	
要	

選考調査票（別添カード）記入上の注意

- 選考調査票は、選考に際しての基本的資料となるので、楷書体で丁寧に、全ての欄に記入すること。
- ※印欄は、該当するものを○で囲むこと。

【表面について】

- 欄 1. 推薦者番号のみ都道府県教育委員会等が記入すること。
- 欄 2. ①「推薦職種」②「姉妹都市」③「派遣希望年度」は、教師本人ではなく、都道府県教育委員会等が推薦する職種、希望する派遣年度を記入すること。③「派遣希望年度」には、平成 32 年度即派遣でも平成 33 年度登録派遣でもどちらでもよい場合「ア」を、平成 32 年度即派遣のみ希望の場合「イ」を、平成 33 年度登録派遣のみ希望の場合「ウ」を○で囲むこと。
- 欄 3. ・氏名の漢字は正式な表記で記入すること。・必ず「フリガナ」を付すこと。
- 欄 4. 「所属機関」には、都道府県・指定都市教育委員会名、所属大学名又は学校法人名を記入すること。
- 欄 5. 年齢は、平成 32 年 3 月 31 日現在の満年齢を記入すること。
- 欄 7. ・現住所には必ず「フリガナ」を付すこと。
・電話番号は市外局番から記入すること。
・E-mail は教師本人の個人アドレスを記入すること。
- 欄 8. ・所属学校名には必ず「フリガナ」を付すこと。
・電話番号は市外局番から記入すること。
・職名欄には、校長・副校长・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭等の職名を記入し、（ ）には教務主任等の担当を記入すること。
- 欄 10. ・「通算経験年数」の上段、「教諭等経験」は、正式採用されてからの小学校、中学校、その他経験年数の合計を平成 32 年 3 月 31 日現在で記入すること（常勤講師、非常勤講師は除く）。下段には、臨時の採用（常勤講師に限る、非常勤講師等の年数は除く）の年数を記入すること。民間企業の勤務経験がある者は、その年数を記入すること。
・在外教師経験は、文科派遣（派遣教師）・学校採用（又は現地採用）の種別を○で囲み、詳細を記入すること。
・「その他」には、行政機関、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等の経験を記入すること。
- 欄 11. ・「所属免許状等」の「免許状の種類」については、小学校教諭 1 種免許状、中学校教諭 2 種免許状…は「（小）・1」「（中）・2」……、「免許教科」については、「国語」「数学」……は「国」「数」……の記号でそれぞれ略記している。高等学校教諭免許状「社会」を所有している場合は、地歴、公の両方を○で囲むこと。「免許教科」欄に該当がない場合は、（ ）内に当該所有免許教科名を記入すること。
・特別支援学校の免許状改正により更新した者は、「免許状の種類」の「特支」の該当を○で囲むとともに、「ウ」領域のいずれかを○で囲むこと。
・工「司書教諭資格」を有する者とは、学校図書館法第 5 条第 1 項各号に該当する者をいう。
- 欄 12. 「過去 5 年間の授業担当教科」は、平成 32 年 3 月 31 日から起算した過去 5 年間に実際に担当したことのある教科を○で囲むこと。
- 欄 13. 複式授業の担当経験の有無について、○で囲むこと。
- 欄 14. 「教えたことのある教科」は、過去に教えたことのある教科について○で囲むこと。
- 欄 15. 「指導経験はないが教える自信のある教科」は、免許状の有無に関わらず教える自信のある教科について○で囲むこと。また、平成 31 年度末までに取得見込の免許教科がある場合は、教科名及び取得予定時期を記入すること。
- 欄 16. 「担任等の経験」は、通常学級の担任経験がある学年を○で囲むこと。また、直近の通常学級の担任、学年主任の経験について記入すること。

- 欄 17. 「外国語、クラブ活動指導等」の欄は、それぞれの項目に ABC いずれかに○を記入すること。
- 欄 19. 「特技（資格）」は、資格段位等がある場合、その資格段位を記入すること。また、語学に関する資格（英検、TOEFL 等）等については必ず明記すること。
- 欄 21. 「健康状態」への記入漏れが後に発覚し、査証取得が得られないなど影響が生じる場合があるため、欄 22 の既往症も含めて遗漏なく記入すること。その際、現在の健康状態に加え、身体的特徴や実際に発病した事実はなくても、長期の海外滞在にあたり、心身の健康面で懸念される事柄についても記入すること。
- 欄 23. • 教師本人以外の家族状況について記入すること。
• 「同伴の有・無」については、原則として後日の変更は認められないため、十分検討の上記入すること。
• 「健康状態・既往症・ケアをする事柄（特別支援等）」には、現在の健康状態、完治したものと含め既往症ならびに身体的特徴等を記入するほか、実際に発病した事実はなくても、長期の海外滞在にあたり、心身の健康面で懸念される事柄、特別支援等のケアをする事柄についても記入すること。※国によっては、健康状態等で査証取得が難しくなることがあります。状況を鑑み赴任先の検討を行うため、正しく記載すること。
• 成人後、または別居の子女についても、年齢を含めて遗漏なく記載すること。
• 氏名には必ず「フリガナ」を付し、続柄については、長女、次男等の別を明記すること。
• 年齢は平成 32 年 3 月 31 日現在の満年齢を記入すること。

【裏面について】

- 欄 26. 「管理職試験状況」については、管理職試験合格者については「ア」を、また選考試験等の受験予定者、校長（又は教頭）登用資格者等については「イ」を○で囲み、その旨記入すること。
- 欄 27. 「勤務歴」は、教諭として任用後の勤務校等を年度の古い順に降順で記入すること（例：○○市立△△小学校、□□市教育委員会義務教育課指導主事）。また、右欄にそれぞれ職名を記入すること（例：教諭、教頭など）。
- 欄 28. • 「過去 5 年間の校務分掌等状況」には、過去 5 年間に実際に担当したものをそれぞれ記入すること。
• 「学校の特色」には、小中一貫校、研究開発校、研究指定校、コミュニティスクール等、特徴ある学校の取組について記入すること。
- 欄 29. 「経験のある校務分掌」には、正式採用後に経験したすべての校務分掌を○で囲むこと。
- 欄 30. 「賞罰」について、表彰や懲戒があれば記入すること。特にない場合は「無」と記入すること。
- 欄 31. 「休職歴」について、一か月以上の休職経験（休暇や休職の種別を問わず、一か月以上連續して休みが続いた場合）がある場合は、その理由も含めて遗漏なく記載すること。ただし、産前・産後及び育児休業は除く。
- 欄 33. 「派遣先についての希望」には、ア・イのどちらか一方のみを○で囲み、イに○をした場合には、学校の所在する国または地域名を記入すること。
- 欄 34. 「過去の受験回数」は、今回の受験を除き、文部科学省、都道府県・指定都市教育委員会それについて該当する回数を○で囲むこと。
- 欄 35. 日本人学校又は補習授業校のいずれかを○で囲んだ上で、その理由について記入すること。特に該当しない場合は記入不用。
- 欄 37. 記入者本人が、虚偽や欠落のないことを確認し署名、捺印すること。
- 欄 38. 所属校長が、記載事項について相違ないことを確認し証明すること。なお、校長候補者の場合は、所属市町村教育長が証明すること。

在外教育施設派遣教師推薦書

(裏面の記入上の注意を参照下さい)

部 外 秘

フリガナ 候補者氏名					
① 所属機関の長の 推薦理由				ア イ ウ	
所 属 機 関 の 長 の 所 見	② 教 職 態 度 対 す る 能 力	児童・生徒に対する指導力 (授業力・生徒指導力等)	評価	特 記 事 項	
	教育に対する熱意				
	校務の処理 (正確さ・迅速さ等)				
	保護者対応力				
	③ 服 務 に 対 す る 態 度	責 任 感		特 記 事 項	
	協 調 性				
	積 極 性				
研 究 心					
規 律 ・ 倫 理 観					
適 応 性					
危 機 管 理					
④ 研修に対する態度					
⑤ 健 康 面					
⑥ そ の 他					
⑦	上記のとおり、在外教育施設派遣教師適格者として推薦します。				
平成 年 月 日		所属機関名 所属機関の長の氏名 連絡先(電話番号)			所屬 長 公印

推薦書記入上の注意

推薦書は、選考に際しての基本的資料とするので、取扱いには十分注意すること。(市町村教育委員会には、厳封で提出すること。)

欄① 「所属機関の長の推薦理由」は、所属校長(校長候補者の場合は市町村教育長)が推薦理由を記入すること。

なお、右欄は、次の事項のいずれかを必ず○で囲むこと。

ア. 在外教育施設の教育に十分貢献できる教師として、自信をもって推薦する。

イ. 在外教育施設の教師として、普通程度である。

ウ. 在外教育施設の教師として、やや心配な面がある。

(ウの場合、心配な点を下の特記事項欄等に記入すること。)

欄② 「教職に対する態度・能力」及び欄③「服務に対する態度」の「評価」には、児童・生徒に対する指導力等の各事項についての評価(絶対評価)を、下記の表による10段階の点数で記入すること。

「特記事項」欄には、特記すべき事項その他特に参考となる事項を極力記入すること。

評価	点数
特に優秀	10~9
優秀	8~7
普通	6
やや劣る	5~4
劣る	3~1

欄④ 「研修に対する態度」は、学校内外で実施される研修への参加状況や熱意、校内での還元状況等について記入すること。なお、管理職候補者の場合は、「管理職としての資質(職員に対する指導力等)」とすること。

欄⑤ 「健康面」は、日常的な体調や体力等の健康状況や既往歴(過去の病気休暇取得状況を含む)について記入すること。また、在外教育施設での勤務を考慮し、日頃のメンタルヘルスの様子についても記入すること。

欄⑥ 「その他」は、性格上の長所・短所、日常の生活態度等について記入すること。

欄⑦ 「所属機関の長の氏名 印」欄は、所属校長名を、校長候補者の場合は市町村教育長名を記載の上、公印を使用すること。また、選考段階で、当該教師について文部科学省から直接問い合わせがあることがあるため、御理解、御協力願います。

在外経営実績追跡データ

登録番号	登録者名	登録地	登録日	登録会社	登録業種	登録状況	登録者	登録者年齢	登録者性別	登録者役職	登録者会員登録	登録者会員登録	登録者会員登録
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													

※登名簿(登録番号欄)に入り、各登名の間は空ひじこと
※登録人登のまいは登録所見は、行をコピの上入力すること

登録番号	登録者名	登録地	登録日	登録会社	登録業種	登録状況	登録者	登録者年齢	登録者性別	登録者役職	登録者会員登録	登録者会員登録	登録者会員登録
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
c11001	1番士一郎	54	23/02/06	6	5	3	08	18	0	1	0	0	0
c12001	1山田二郎	48	2/30/04	1	1	2	1	10	02	21	0	0	1
013001	1文也太郎	57	3/15/05	1	1	1	03	13	0	1	0	0	1
013002	2林木花子	31	2/28/07	2	2	0	07	12	1	0	0	0	0

※登名簿(登録番号欄)に入り、各登名の間は空ひじこと

姉妹都市等派遣希望調書

都道府県・指定都市名:

推薦者番号	氏名	所有免許状 県・指定都市・市町 村名	推薦者所属都道府 県・指定都市・市町 村名	希望する特定の国 や地域	特定の国や地域を希望する理由 同地に赴任した場合のメリットなど
1					
2					
3					
4					
5					

(記入例)

推薦者番号	氏名	所有免許状 県・指定都市・市町 村名	推薦者所属都道府 県・指定都市・市町 村名	特定の国や地域	特定の国や地域を希望する理由 同地に赴任した場合のメリットなど
1 013001	文部 太郎	小1、英、特	○○県△△市	◇◇共和国	<ul style="list-style-type: none"> ・姉妹都市協定を締結しているため。 ・隔年で交流事業を実施しているため。 ・◇◇共和国からの移住者が多く、◇◇語を話す児童生徒が多いため。 ・本県は2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン相手国が◇◇共和国であるため。

小学校教師の英語力強化希望調査書

都道府県・指定都市名：_____

推奨者番号	氏名	所有免許状	推薦者所屬都道府県・指定都市 市町村名	希望する国・地域 (複数可)	当該教師を「小学校教師の英語力強化優先枠」として派遣希望する理由や、当該教 師の帰国情況の旨用紙
1					
2					
3					
4					
5					

(記入例)

推奨者番号	氏名	所有免許状	推薦者所屬都道府県・指定都市 市町村名	希望する国・地域 (複数可)	当該教師を「小学校教師の英語力強化優先枠」として派遣希望する理由や、当該教 師の帰国情況の旨用紙
1013002	文部 花子	小1	○○県△△市	◇◇共和国	・本県の教師のグローバル人材育成教育プランにおいて、英語教には英検1級取得 を課している。そのため、英語力強化が急務であるため。 ・帰国後は地域の外国語活動等のリーダーとして、研修会等の講師としての活躍 期待する。

在外教育施設派遣教師選考調査票データ入力要領

- ◆ 在外教育施設派遣教師選考調査票(以下、「調査票」という)に記載の内容を、以下に従い、別添書式「在外教育施設派遣教師選考調査票データ」に入力してください。

- 調査票中の各記入欄の数字は、データ欄の数字と一致しているので、入力漏れにご注意ください。
以下の解説に数字がない項目については、入力は必要ありません。
- 入力については、項目3以外は、記号、または数字(0 や 1 など)で入力してください。なお、英数字を入力する際には、必ず全て半角数字を使用し、項目5(元号は0不要)と項目10(派遣教師経験は0不要)については01などの値の場合、頭に必ず「0」が付くように入力してください。
また、項目2、5、6、8、10、11、13、16、19、22、24、25、33については【別記：入力番号対応表】を参考に入力してください。
- 項目2②「姉妹都市」については、希望する場合は「1」を、希望しない場合は「2」を入力してください。また、別シートの「姉妹都市希望調査」に詳細を入力してください。
- 項目2③「派遣希望年度」については、教師本人の希望する派遣年度ではなく、所属教育委員会等が希望する派遣年度を入力してください。

【各項目の入力について】

- 1 推薦者番号： 都道府県毎に県・指定都市コード(2桁) + 派遣職種(1桁) + 推薦番号(3桁)の6桁を入力してください。※推薦番号は、必ず頭に0を付けてください(例:1→001)。 県・指定都市コード等については、コード一覧を参照ください。
- 2 派遣希望年度： 教育委員会等が派遣を希望する(注:教師本人の希望ではない)年度について、32年度即派遣及び33年度登録派遣のどちらでもよい(「ア」に該当する)場合は「1」を、32年度即派遣のみを希望する(「イ」に該当する)場合は「2」を、33年度登録派遣のみを希望する(「ウ」に該当する)場合は「3」を入力してください。
- 3 氏名・氏名カナ： 推薦者の氏名を漢字で、氏名カナを半角カナで(苗字と名前の間は1文字空けて)入力してください。
- 5 年齢・生年月日： 年齢については平成32年3月31日現在の満年齢、生年(西暦ではなく、元号で入力し、昭和であれば「2」、平成であれば「3」と入力してください)月日をそれぞれ半角数字で入力し、1桁の場合は必ず、頭に「0」を付けてください。
- 6 性別： 男性の場合「1」を、女性の場合は「2」を入力してください。
- 8 現校種、現職種、学校種別： 調査票に記載された情報に従い、【別記：入力番号対応表】を参考に入力してください(例:小学校→「1」、教頭→「2」と入力してください)。別記にないデータが記載されている場合は、全て「その他」として、例えば、現校種→その他であれば、「6」というように入力してください。
- 10 教職経験(小及び中)、派遣教師経験： 教職経験については、小学校及び中学校の教職経験年数を半角数字で入力してください。派遣教師経験については、文科派遣の該当がある場合のみ「1」を、それ以外は「2」を入力してください。
学校採用での経験や在外教育施設への派遣期間、常勤講師経験、民間企業経験、その他の経験年数については、データ入力の必要はありません。
- 11 所有免許状： 現在所有している免許状について、小学校と特別支援学校の免許状の種類のみ、専修=「3」、1種=「1」、2種=「2」とそれぞれ入力してください(また、ウの特別支援学校の領域については、視=視覚障

害教育、聴=聴覚障害教育、知=知的障害教育、肢=肢体不自由教育、病=病弱者教育、の該当する箇所に「1」を、該当しない箇所に「0」を入力してください。)。中学免許については、イの免許教科欄以降、所有している教科欄には「1」を、所有していない教科欄には「0」をそれぞれ入力してください。なお、高等学校免許欄については、データ入力の必要はありません。エの司書資格については、資格がある場合は「1」を、ない場合は「2」を入力してください。

- 12 過去5年間の授業担当教科： 小学校全教科を含め、担当したそれぞれの教科欄に「1」を、担当していない場合には「0」を入力してください。(小学校全科に該当する場合は、全教科に「1」、国～家に「0」を入力。)
- 13 複式経験： 複式授業の担当経験がある場合は「1」を、経験がない場合には「2」をそれぞれ入力してください。
- 14 教えたことのある教科： 小学校全教科を含め、該当している場合にはそれぞれの教科欄に「1」を、該当していない場合には「0」を入力してください。(小学校全科に該当する場合は、全教科に「1」、国～家に「0」を入力。)
- 16 外国語及びクラブ(部)活動指導等： 各項目について A に該当する場合は「1」を、B に該当する場合は「2」を、C に該当する場合は「3」のいずれかを入力してください。(ただし、英語以外の言語欄及びクラブ(部)活動の各欄については、該当する項目のみ入力すれば可。)
- 19 自動車免許： ※派遣教師推薦者本人のみ。運転免許状を所有している場合は「1」を、所有していない場合は「2」を入力してください。
- 20・21 健康状態が良好で既往症等の記載がない場合は「0」、既往症等の記載がある場合は「1」を入力してください。
- 22 配偶者状況： 家族構成及び同伴の有無欄から、「同伴、単身、独身」の別について、入力してください。
※ 教師本人+配偶者又は子を同伴する場合 → 「同伴」 → 「3」と入力してください。
配偶者はいるが本人のみ赴任する場合 → 「単身」 → 「2」と入力してください。
独身の場合 → 「独身」 → 「1」と入力してください。
また、同伴者を有する場合はその人数(配偶者を含めた人数)を半角数字で入力してください。
- 23 配偶者の所有教員免許状： 配偶者が小学校、中学校どちらかの免許を所有している場合は、該当する欄に「1」を入力してください。小中学校両方の免許を所有している場合は、小学校及び中学校欄を空白とし、小中共有欄に「1」を入力してください。
- 24 配偶者の教職経験： 経験のある場合は「1」を、ない場合は「2」を入力してください。
- 25 教務主任等経験： 教務主任の経験がある場合は「1」を、経験がない場合には「2」を入力してください。他の項目(校長・教頭経験等)については、データ入力の必要はありません。
- 32 派遣先についての希望： 調査票で【ア. どこでも希望する】場合は、全部可欄に「1」を入力、具体的に希望しない地域等がある場合は、全部可欄を「0」とし、希望しない地域の欄に「1」を入力してください。空白欄には「0」を入力してください。
- 33 過去の受験回数： 文部科学省・都道府県の過去の受験回数(今回の受験を除く)について、全くない場合は、「1」を、一回ある場合は「2」を、二回目以上の場合は「3」を入力してください。

◆コード一覧（都道府県・指定都市コード・派遣職種コード）

推薦書に添付する「在外教育施設派遣教師選考調査票」の①「推薦者番号」欄には、所属機関コード、派遣職種コード及び推薦者番号を記入すること。※国立大学・学校法人の推薦者は所属機関コードのみ記入すること。

(記入例) 「東京都教師で校長推薦、推薦者番号2」の場合→1 3 - 1 - 0 0 2

(所属機関コード・都道府県)

所 属	コード 番 号	所 属	コード 番 号	所 属	コード 番 号	所 属	コード 番 号
北海道	0 1	東京	1 3	滋賀	2 5	香川	3 7
青森	0 2	神奈川	1 4	京都	2 6	愛媛	3 8
岩手	0 3	新潟	1 5	大阪	2 7	高知	3 9
宮城	0 4	富山	1 6	兵庫	2 8	福岡	4 0
秋田	0 5	石川	1 7	奈良	2 9	佐賀	4 1
山形	0 6	福井	1 8	和歌山	3 0	長崎	4 2
福島	0 7	山梨	1 9	鳥取	3 1	熊本	4 3
茨城	0 8	長野	2 0	島根	3 2	大分	4 4
栃木	0 9	岐阜	2 1	岡山	3 3	宮崎	4 5
群馬	1 0	静岡	2 2	広島	3 4	鹿児島	4 6
埼玉	1 1	愛知	2 3	山口	3 5	沖縄	4 7
千葉	1 2	三重	2 4	徳島	3 6	国立大学	5 0
						学校法人	6 0

(派遣職種コード表)

職 種	コード 番 号
校 長	1
教 頭	2
教諭等	3

(所属機関コード・指定都市)

所 属	コード 番 号	所 属	コード 番 号	所 属	コード 番 号	所 属	コード 番 号
札幌市	8 0	横浜市	8 5	名古屋市	9 0	岡山市	9 5
仙台市	8 1	相模原市	8 6	京都市	9 1	広島市	9 6
さいたま市	8 2	新潟市	8 7	大阪市	9 2	北九州市	9 7
千葉市	8 3	静岡市	8 8	堺市	9 3	福岡市	9 8
川崎市	8 4	浜松市	8 9	神戸市	9 4	熊本市	9 9

【別記:入力番号対応表】

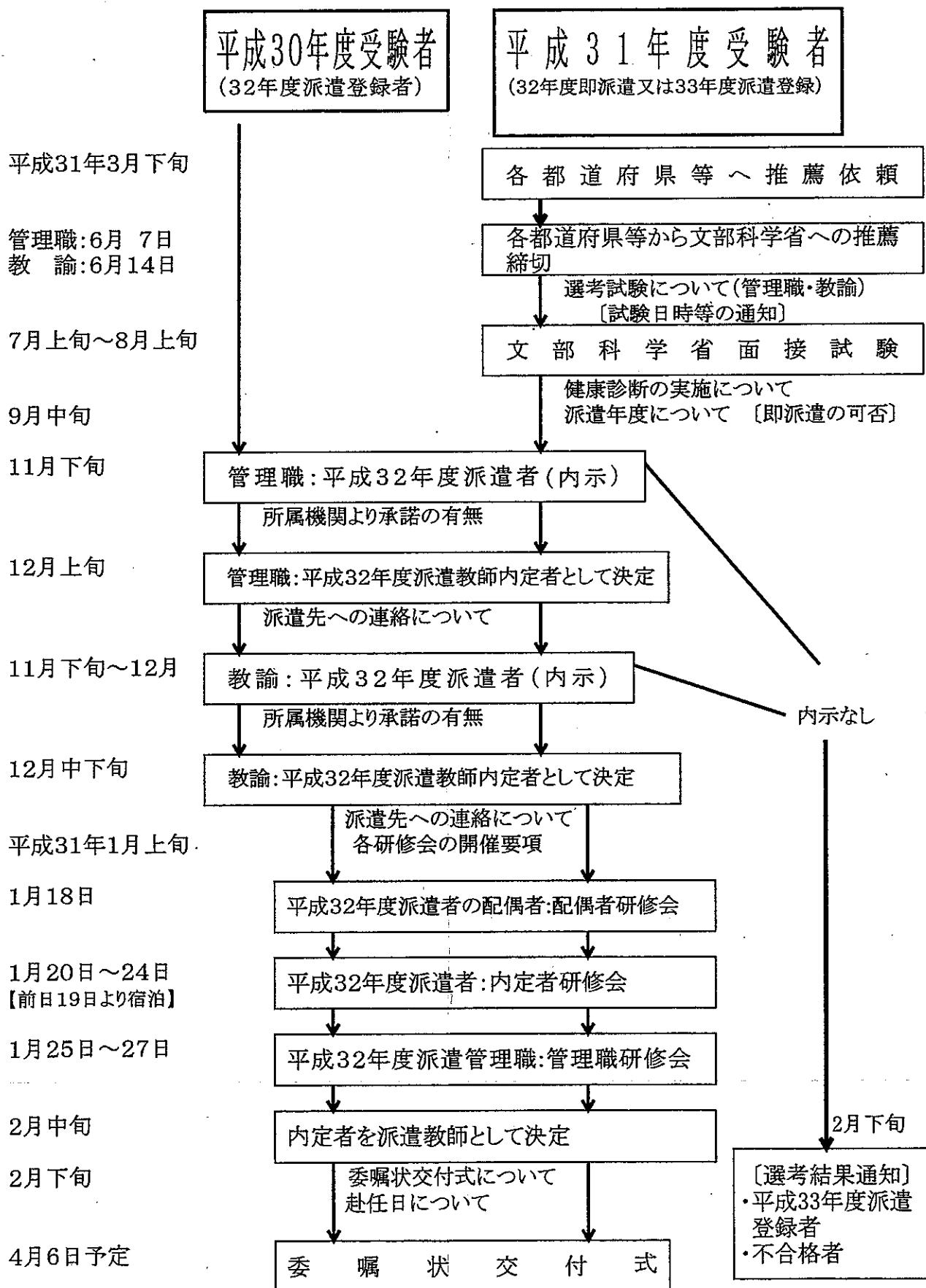
	2	5	6	8			
入力番号	姉妹都市希望	派遣年度希望	元号	性別	現校種	現職種	学校種別
1	あり	ア、どちらでも		男	小学校	校長	小学校
2	なし	イ、32年度即派遣のみ	昭和	女	中学校	副校長・教頭	中学校
3		ウ、33年度登録派遣のみ	平成		特別支援学校	主幹教諭・指導教諭・教諭	高等学校
4						指導主事	特別支援学校
5						管理主事	
6					その他	主査	中等教育学校
7						課長	市等教育委員会
8						課長補佐	県等教育委員会
9						その他	教育センター
10							その他
	10		11		13	16	19
入力番号	派遣教師経験	所有免許種類	司書資格	複式経験	指導等	自動車免許	
1	あり	1種	あり	あり	A、自信がある	あり	
2	なし	2種	なし	なし	B、なんとかできる	なし	
3		専修			C、自信がない		
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	22		24		25	33	
入力番号	配偶者状況	配偶者の教職経験	教務主任等経験	過去の受験回数			
1	独身	あり	あり	なし			
2	単身	なし	なし	1回			
3	同伴			2回以上			
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

平成31年度在外教育施設教員派遣事務スケジュール(予定)

		日程	会場	備考
	管理職(校長及び教頭)	平成31年7月1日(月)～8日(月) ※詳細は面接日程通知にてお知らせします	文部科学省 海外子女教育振興財団	
教諭(東京)	平成31年8月5日(月)～9日(金) 平成31年8月13日(火)～16日(金)	文部科学省 海外子女教育振興財団	対象都道府県:北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県	
教諭(大阪)	平成31年7月24日(水)～26日(金)	大阪ガーデンパレス	対象都道府県:福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鹿児島県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県	
選考試験 教諭(福岡)	平成31年8月1日(木)～2日(金)	KKRホテル博多	対象都道府県:山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	
シニア (管理職)	平成31年7月4日(木)～19日(金)	文部科学省 海外子女教育振興財団		
シニア (教諭)	平成31年7月17日(水)～19日(金) 平成31年8月14日(水)～28日(水)	文部科学省 海外子女教育振興財団		
派遣先の決定 管理職 教諭	平成31年12月(平成32年度派遣者) 平成31年12月(平成32年度派遣者)			
配偶者研修会	平成32年1月18日(土)	国立オリンピック記念青少年総合センター		
研修会 内定者研修会	平成32年1月20日(月)～1月24日(金) 【前日19日(日)より宿泊】	国立オリンピック記念青少年総合センター ・宿泊研修(宿泊先: 国立オリンピック記念青少年総合センター宿泊棟)		
管理職研修会	平成31年1月25日(土)～1月26日(日)	国立オリンピック記念青少年総合センター ・宿泊研修(宿泊先: 国立オリンピック記念青少年総合センター宿泊棟)		
委嘱状交付式	平成32年4月6日(月)	文部科学省		

※選考試験の日時や場所は変更になる可能性があります。

平成32年度及び33年度派遣教師の選考・研修等日程



なお、本スケジュールについては、現時点での予定であり、諸般の事情により変更することがありますので、あらかじめ御了承願います。

平成31年度派遣教員の在籍する在外教育施設一覧

日本 人 学 校 95 校	地域	国名	日本人学校名	
			学年	校名
ア ジ ア 41 校	中国 15校	インド 2校	1	ニューデリー
			2	ムンバイ
	印度ネ シア 4校		3	ジャカルタ
			4	ジャカルタ チカラーン校
			5	バンズ
			6	スラバヤ
	シンガ ポール 3校		7	シンガポール クレメンティ校
			8	シンガポール チャンギ校
			9	シンガポール 中学部
	スリランカ 2校		10	コロンボ
			11	パンコク
	タイ 2校		12	シラチャ
			13	ソウル
	韓国 2校		14	釜山
			15	北京
	中国 15校		16	天津
			17	広州
			18	深セン
			19	上海 虹橋校
			20	上海 浦東校
			21	蘇州
			22	杭州
			23	大連
			24	青島
			25	香港 香港校
			26	香港 大埔校
			27	台湾(3校)
			28	台北
			29	台中
			30	高雄
大洋 州 3校	マレーシア 4校	パキスタン 2校	31	イスラマバード
			32	カラチ
			33	ダッカ
			34	マニラ
			35	ハノイ
			36	ホーチミン
			37	クアラルンプール
			38	ジョホール
			39	コタキナバル
			40	ペナン
			41	ヤンゴン
			42	カンボジア
			43	プノンペン
			44	
北 米 4 校	米国 4校	オース トリア 3校	45	シドニー
			46	パース
			47	メルボルン
			48	グアム

地域	国名	日本人学校名
中 南 米 15 校	アルゼンチン	49 フエヌスアイレス
	ペネズエラ	50 カラカス
	グアテマラ	51 グアテマラ
	コスタリカ	52 サン・ホセ
	コロンビア	53 ボゴタ
	チリ	54 サンチャゴ
	パナマ	55 パナマ
	パラグアイ	56 アスンシオン
	ブラジル 3校	57 サンパウロ
		58 マナウス
		59 リオデジャネイロ
	ペルー	60 リマ
	メキシコ 3校	61 メキシコ
		62 アグアスカリエンテス
		63 グアナファト
欧 州 21 校	イタリア 2校	64 ローマ
		65 ミラノ
	英國	66 ロンドン
	オーストリア	67 ウィーン
	オランダ 2校	68 アムステルダム
		69 ロッテルダム
	スイス	70 チューリッヒ
	スペイン 2校	71 マドリッド
		72 バルセロナ
	チェコ	73 ブラハ
	ドイツ 5校	74 ベルリン
		75 デュッセルドルフ
		76 ハンブルグ
		77 フランクフルト
		78 ミュンヘン
	ハンガリー	79 ブダペスト
	フランス	80 パリ
	ベルギー	81 ブラッセル
	ポーランド	82 ワルシャワ
	ルーマニア	83 ブカレスト
	ロシア	84 モスクワ
中 東 8 校	UAE 2校	85 アブダビ
		86 ドバイ
	イラン	87 テヘラン
	カタール	88 ドーハ
	サウジアラビア 2校	89 リヤド
		90 ジッダ
	トルコ	91 イスタンブル
	バハレーン	92 バハレーン
ア フ リ カ 3校	エジプト	93 カairo
	ケニア	94 ナイロビ
	南アフリカ共和国	95 ヨハネスブルグ

地域	国名	補習授業校名
米 国 28 校	シンガポール	1 シンガポール
		2 ワシントン
		3 アトランタ
		4 ローリー
		5 サン・フランシスコ
		6 シアトル
		7 シカゴ
		8 シンシナティ
		9 コロンバス
		10 オハイオ西部
		11 インディアナ
		12 デトロイト
		13 デンバー
大規 模 補 習 授 業 校 37 校		14 中部テネシー
		15 セントラルケンタッキー
		16 イーストテネシー
		17 ニューヨーク
		18 ニュージャージー
		19 プリンストン
		20 フィラデルフィア
		21 ヒューストン
		22 ダラス
		23 ポートランド
		24 ボストン
		25 ホノルル
		26 マイアミ
欧 州 4校		27 オーランド
		28 ロサンゼルス
		29 サンディエゴ
		30 ヴァンクーバー
大洋 洲 2校	カナダ 2校	31 トロント
		32 ジュネーブ
欧 州 4校	スイス	33 ストックホルム
		34 ブラッセル
大洋 洲 2校	ベルギー	35 ロンドン
		36 クイーンズランド
	オーストラリア 2校	37 カンタベリー
準全 日 補 習 校 4校		
	アジア	38 チェンナイ
	中南米	39 グアダラハラ
	中東	40 オマーン
	アフリカ	41 ダラサラーム

日本人学校 計95校

[50カ国1地域]

派遣教員のいる補習授業校 計41校

[13カ国]

